

市谷議員要望項目一覧

令和8年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
【地震対策・防災・減災・老朽化対策】 (1) 令和8年1月6日島根県東部を震源とする地震への対応について ①これから積雪も見込まれるため、避難が必要になった場合に備え、暖房、食事、睡眠、入浴など避難所生活の質を確保すること。 ②避難所など被災者支援にかかる費用の国負担を求めることができるよう、積極的に災害救助法の適用を求めること。 ③住宅被害について、「これくらいは・・・」とか、「支援対象にならないから」と、声に出さない方もある。しかし、大きく横に揺れたため、柱や壁に亀裂が入っていたり、窓ガラスが歪んで閉まらない等の損壊が生じている場合がある。市町村に働きかけ、職員の側から積極的に「住宅は壊れていませんか」と声をかけ、被災認定すること。その際、罹災証明書の発行を急ぐことは大事だが、被災者が納得できる被災判定をすること。液状化の宅地被害も住宅機能の損壊として判定すること。住宅被害は一部損壊13件(1/7現在)だが、被災者住宅再建支援制度は、市町村で10以上の全壊住宅がないなどないと発動されない。要件緩和して、被災戸数や被災程度が小さくても支援対象となるようにすること。被災住宅に対し、見舞金制度を発動すること。 ④伯耆町道上細見3号線の石垣崩落は、個人宅の石垣ではあるが、道路の安全通行や住民の命に関するため、公的に対応すること。	避難所環境を整備するために必要な資機材(簡易ベッド、プライバシーテント、簡易トイレ等)については、これまで県と市町村で連携して整備を進めている。今後も引き続き、必要な資機材整備を行うとともに、温食提供に係る事業者との協定締結など、避難所環境の向上につながる対策を積極的に推進していく。 •大規模災害時避難所環境整備事業 46,669千円 災害の状況や市町村の意向等を踏まえ、必要な場合は災害救助法の適用を行っていく。 平時においては県から市町村に住家の被害認定に関する内閣府通知を共有するほか、研修会を開催するなどしております、また、災害時においては、発災後速やかに市町村説明会を開催し、内閣府の基準等に基づき適切に運用するよう働きかけている。今後も市町村と協力して、適切な運用に努めていく。 令和8年1月6日島根県東部を震源とする地震については、発生2日後に対象自然災害として指定し、鳥取県被災者住宅再建等支援制度を適用している。 また、県で制定している住家の被害に対する見舞金制度は、市町村または集落単位で、住家が全壊または半壊した世帯が10世帯または同様の被害を受けた者が40人以上に達した場合に発動することとしており、各市町村に対してこの度の発災後に制度周知したが、現時点では市町村からの要請はない。 •防災体制整備事業(住家の被害認定・罹災証明業務の指導者育成事業) 400千円 •救助費(見舞金支給事業) 900千円 伯耆町が、道路への被害拡大を防止するため、応急対応を実施し、通行止めとしている。 鳥取県被災者住宅再建等支援制度において、住宅に重大な損害を与えるおそれのある擁壁等(石垣等を含む)を補助対象としており、活用可能である。 【R7.1月補正】 •鳥取県被災者住宅再建等支援事業 (被災住宅再建等支援事業) 90,000千円
⑤伯耆町道宇代線への落石は、早期撤去すること。また、更に町道横の山からの落石が懸念されるため、落石防止の手立てをとり企業局管理との関係を明らかにすること。	令和8年1月6日に発生した島根県東部を震源とする地震による伯耆町道溝口宇代線への落石については、伯耆町が行う道路災害復旧事業による舗装補修と併せて撤去する予定であるが、斜面に多数の巨石が残っていることから、町道は当面の間、通行止めとされる見込みである。 今後の落石対策については、鳥取大学工学部の中村公一准教授と合同で実施した斜面調査の結果を踏まえ、治山事業による対策を検討していく。 なお、斜面部分に企業局が管理している土地はなく、落石との関係はない。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥お墓や灯籠が多数倒壊している。撤去や補修に対し支援すること。</p>	<p>被災による人口流出を防ぐ等の観点から県、市町村が協調して再建支援をしている住宅等とは異なり、倒壊したお墓や灯籠の撤去や補修は、所有者又は管理者等が実施すべきものであると考えている。</p>
<p>⑦南部町の滝山水源の濁水による取水停止によって、約1千世帯・3千人の断水となっている。給水は始まったが飲み水として使用できない地域が今もあり、復旧の目途がたっていない。給水支援の継続と、自宅まで水を届けること。加えて今回の地震での住宅損壊数が一番多く出ている。以下住民等から要望が出ており、対応をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水地域の独居、高齢者世帯へのプッシュ型での飲用水の配布を支援すること。 ・断水によって休業を余儀なくされた飲食店等に対し、休業補償すること。 ・滝山水源のろ過装置などの設置の検討及び財政的支援をすること。滝山水源は、会見地域の約1,000世帯の水をまかなっているが、以前の地震の際にも水が濁り、1か月にわたり断水となつたことがあった。震度3以上になると水が濁る状態であり、根本的な対策が求められている。汚濁の原因究明と常設のろ過装置などを設置し、水が安定供給できる体制を整えることが必要である。南部町とも協議し、対策や財政支援をすること。 ・壊れた食器等は不燃ごみ（月1回）だけでは対処できないため、対応すること。 ・屋根瓦、塀の補修を支援すること。 	<p>南部町で発生した一部地区の断水や飲用制限については、水道事業者である町が応急給水対応を行い、県も県内市町からの給水車などの応援支援調整やペットボトル水の提供などの支援を行った。</p> <p>また、町災害ボランティアセンターから高齢者世帯や障がい者の自宅へペットボトルの配布が行われた。</p> <p>なお、1月8日に断水が解消され、1月13日には飲用制限も解除となった。</p> <p>地震により被害を受けた県内企業等に対しては、被災設備等の復旧に係る「地震災害企業復旧応援補助金」や、市町村との協調により最大3年間無利子となる「災害等緊急対策資金」により支援することとしており、休業補償は考えていない。</p> <p>滝山水源の汚濁の原因究明や対策の必要性については、水道事業者である町が今後検討していくものと考えている。県は検討時には技術的助言などを行うが、支援は考えていない。</p> <p>また、ごみの回収について、南部町からは、地震で壊れた食器や窓ガラスの処理に対し住民からの問い合わせが5件程度あるが、いずれも発生量は少なく、次回回収まで自宅での保管が可能な状況であり、通常の不燃ごみ（月1回）の回収で対処できると聞いている。</p> <p>なお、今後、発生量の増加により、住民から臨時回収の要望等があれば、南部町において回収方法を検討される予定のことである。</p> <p>屋根瓦については鳥取県被災者住宅再建等支援制度、塀については、県産材を活用した場合はとつとり住まいの支援事業の対象となる。</p> <p>【R 7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県被災者住宅再建等支援事業 (被災住宅再建等支援事業) 90,000千円 ・地震災害企業復旧応援補助金 20,000千円 ・地震災害復旧対応特別金融支援事業 2,843千円 (融資枠: 10億円)
<p>⑧鳥取県済生会境港総合病院の水漏れや壁のひび割れの修復を支援すること。今後被災した際、透析患者の対応をどうするのか、早期透析再開の手立てを改めて確認すること。</p>	<p>地震等の自然災害により被災した病院の復旧費用については、国から直接補助される「医療施設等災害復旧費補助金」の活用を進めていく。</p> <p>引き続き、透析医療機関を専門とする災害医療コーディネーターの配置や県、県透析医会・各透析医療機関、県腎友会等による連携体制の強化、透析医療機関のBCP策定支援等により、災害時の透析医療の維持・早期透析再開を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行政費（災害医療対策推進費） 3,564千円
<p>⑨日南病院の配管のズレの修復を支援すること。</p>	<p>地震等の自然災害により被災した病院の復旧費用については、国から直接補助される「医療施設等災害復旧費補助金」の活用を進めていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
⑩介護施設・障がい福祉サービス、児童福祉施設などの破損箇所の修復を支援すること。	<p>被災した介護施設・障がい福祉サービス事業所・児童福祉施設等の復旧経費支援制度を令和7年度1月補正予算で創設し、令和8年1月9日に申請受付を開始した。</p> <p>【R 7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設等災害復旧費補助事業 45,000千円 ・障がい福祉施設等災害復旧費補助事業 15,000千円 ・児童福祉施設等災害復旧費補助事業 5,250千円
⑪農林水産関係施設の破損個所の修復や液状化の災害復旧を支援すること。県のしっかり守る農林基盤交付金の活用や農家負担率の軽減をはかること。	<p>農地や農業用施設等の復旧については、農林水産業共同利用施設復旧応援事業やしっかり守る農林基盤交付金等で支援する。</p> <p>【R 7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業共同利用施設復旧応援事業 100,000千円 ・地震災害農業施設復旧支援事業 10,000千円 ・農業施設等災害復旧資金支援事業 (債務負担行為) 9,750千円 (融資枠: 1.5億円) ・耕地災害復旧事業 100,000千円 ・林道施設災害復旧事業 70,000千円 <p>【R 8 初期予算】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耕地災害復旧事業 687,561千円 ・しっかり守る農林基盤交付金 202,500千円
⑫酒瓶の損害や商店の損傷等の中小事業者に対し、以前の災害時にも発動した再建支援金や無利子無担保の融資制度を発動すること。	<p>地震により被害を受けた県内企業等に対しては、被災設備等の復旧に係る「地震災害企業復旧応援補助金」や、市町村との協調により最大3年間無利子となる「災害等緊急対策資金」により支援する。</p> <p>【R 7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震災害企業復旧応援補助金 20,000千円 ・地震災害復旧対応特別金融支援事業 2,843千円 (融資枠: 10億円)
⑬学校は公私立問わず、破損個所の修繕を支援し、児童・生徒が安心して学べる環境を整えること。	<p>県立学校については、被災箇所の復旧に向けて手続きを進めているところである。また、国に対して早期復旧に係る支援を要望しており、市町村へも国補助の情報提供などを行っているところであり、引き続き早期復旧に向けて取り組んでいく。</p> <p>私立学校については、復旧経費支援制度を令和7年度1月補正予算において創設した。</p> <p>【R 7. 1月補正】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心・安全な県有施設災害復旧事業 350,000千円 ・私立学校災害復旧費補助事業 3,000千円
⑭まだ地震発生の懸念があるため、島根原発は被害がでるまで待つのではなく、災害予防のため、直に停止するよう求めること。	島根原子力発電所2号機は、基準地震動を含め、原子力規制委員会における新規制基準適合性審査で適合すると認められ、設置変更許可を受けている。

要望項目	左に対する対応方針等
(15)今後の降雪による雪害との二重被害とならないよう対策を講じること。	今回の地震において、特に揺れが大きかった地域においては、降雪や融雪による住家被害等の発生や拡大が懸念されるところであり、県民への注意喚起を行うとともに早期の震災復興に取り組んでいく。
(2)液状化のハザードマップ作成と計画的に防止対策の工事を実施すること。	液状化のハザードマップは平成30年に作成し、とっとりWebマップや県ホームページで公開しており、工事実施にあたって活用していただけるよう引き続き周知していく。
(3)災害対策やメンテナンス対策率が、治山砂防28.7%、土砂災害危険箇所28.5%、山地災害危険箇所36.3%、道路防災要対策箇所70.8%、橋梁対策47%等となっており、対策を急ぐこと。	災害・メンテナンス対策については、国の補助事業や「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」の予算を積極的に活用し、土砂災害危険箇所の要対策箇所や道路防災要対策箇所の整備、土木インフラの老朽化対策を行っているところであり、要対策箇所の対策の継続を令和8年度当初予算案において検討している。
	<ul style="list-style-type: none"> ・事業間連携砂防等事業（通常砂防事業） 462, 476千円 ・事業間連携砂防等事業（火山砂防事業） 84, 200千円 ・大規模特定砂防等事業（通常砂防事業） 95, 000千円 ・大規模特定砂防等事業（火山砂防事業） 113, 000千円 ・砂防メンテナンス事業 748, 500千円 ・まちづくり連携砂防等事業 250, 000千円 ・防災・安全交付金（通常砂防事業） 692, 850千円 ・防災・安全交付金（火山砂防事業） 91, 000千円 ・防災・安全交付金（急傾斜地崩壊対策事業） 373, 600千円 ・防災・安全交付金（地すべり対策事業） 75, 000千円 ・治山事業（県土） 730, 000千円 ・農山漁村地域整備交付金（治山） 450, 000千円 ・防災・安全交付金（災害防除） 325, 000千円 ・土砂災害対策道路事業 161, 000千円 ・道路メンテナンス事業 1, 586, 000千円
(4)国指針の約6割しかない常備消防体制の充実に、県も支援すること。	常備消防は市町村の業務であり、本県では各広域行政管理組合・広域連合において、地域の実情に応じて必要な職員数を配置されている。

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【物価高騰対策・税制】</p> <p>(1) 消費税廃止に向け、緊急の5%減税、インボイス制度の廃止を国に求めること。また、赤字でも消費税は納めなければならず、消費税が払えなくて倒産という事態を防止するため、納税困難な事業所に対し納税の減免特例を講じるよう国に求めること。</p>	<p>少子高齢化の急速な進展や国・地方とともに極めて厳しい財政状況の下で、国民が安心し、希望が持てる社会保障の実現が求められていることを踏まえ、社会保障費の安定財源の確保は喫緊の課題であり、消費税率引下げを求めるることは考えていない。</p> <p>複数税率制度下における適正な税務経理や申告に不可欠なインボイス制度についても、制度の廃止を求める考えはない。国において、インボイス制度への移行にあたって免税事業者税負担の軽減や発注者等への注意喚起による取引環境の整備等の支援を行っており、本県では、インボイス制度への移行により混乱が生じないように実情を踏まえた対応をとるようこれまで国に要望している。</p> <p>税の減免措置は租税債権を放棄し消滅させる行政処分であることから要件の設定適用は慎重に検討すべきであり、また、線引きによりかえって不公平が生じる恐れもあることから、まずは給付で対応するのが望ましく、国において租税や給付等の制度全体の設計の中で検討されるべき問題と考える。</p> <p>なお、納税が困難な者への猶予については、納税者の実情に応じて猶予制度等の徴収緩和措置の適用が可能であり、柔軟かつ適切な対応がとられることとなっている。</p>
<p>(2) 給与所得者の所得税の課税最低限が引き上げられたが、住民税についても課税最低限を引き上げるよう国に求めること。</p>	<p>令和8年度税制改正大綱において、給与所得控除の最低保障額が所得税と住民税で同額引き上げられたが、基礎控除の最低保障額引き上げは所得税のみとなったところである。</p> <p>所得税が所得再分配的性格の応能課税であるのに対し、住民税は地域社会の会費的な性格の応益課税となっており、両税の控除額の最低保障額は制度の根幹に関わることから、国において総合的に検討されるべきものであり、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>
<p>(3) 高齢者の公的年金等控除を引き上げ、高齢者の住民税の非課税限度額を復活させること。</p>	<p>高齢者の公的年金等控除額は、これまで「世代間・所得間の公平性」や「働き方の多様性」等の観点から見直され、また、高齢者の住民税の非課税限度額となっていた老年者控除については、高齢者に対しても担税力に応じた負担を求め、世代間の税負担の公平を図るため、平成17年分以降の所得税及び18年度課税の個人住民税から廃止されたところである。</p> <p>課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えており、引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>
<p>(4) 介護保険の要介護認定を受けている方が、障害者控除の認定が受けやすくなるよう、制度を周知するなど運用改善を図ること。</p>	<p>要介護認定を受けている方の障害者控除に係る手続き等については、各市町村において周知が図られていると認識している。</p>
<p>(5) 個人情報を管理し、庶民の課税強化と社会保障給付の削減を狙う「マイナンバー制度」の廃止を国に求めること。</p>	<p>マイナンバー制度は、国民の利便性向上や行政の効率化等のための重要なデジタル社会インフラであり、国に対して廃止を求めるることは考えていない。</p>
<p>(6) 家族従事者に支払った賃金を「損金」扱いすることを認めていない所得税法56条を廃止し、家族の働き分を経費として認めるよう国に求めること。</p>	<p>家族従業者の給与に対する所得税法上の取扱いは、個人事業所得の認定のあり方という税制の根幹に関わる問題であり、課税の公平性を含め、国において租税制度全体の制度設計の中で検討されるべきものと考えている。引き続き政府・与党税制調査会等の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(7) 農業用機械、漁船などの燃料に係る軽油引取税などの減免措置を恒久化すること。	農業を営む者の動力耕うん機等の動力源に供する軽油など、特定の用途に供される軽油に係る軽油引取税については、政策的配慮等の観点から地方税法上、時限的な課税免除措置がとられており、国において3年ごとに取扱いが検討されているため、動向を注視していく。
【賃金・労働・雇用】 (1) 高市政権は時給1,500円の目標の旗を降ろした。しかし最賃引き上げは重要である。全国一律最低賃金時給1,500円（月額24万円）の今すぐ実現、1,700円（月額25万円）を目指すよう国に求めること。そのためにも、中小企業への賃上げ直接支援を国に求め、県でも直接支援すること。物価高騰に賃金アップが追い付いておらず、現在の県の生産性向上の設備投資の一部を補助する賃上げ支援のやり方では、実績が600件程度と、県下1万8千社のわずかである。	最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する地方最低賃金審議会において慎重に議論され、その決定は厚生労働省及び労働局の専権事項である。 なお、持続的な賃上げは生産性向上を通じて企業の経営力を高めるための取組と両輪で進めるべきものであり、県ではこれを「持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金」により支援しているため、直接支援のような一時的な対策の実施及び国への要望は考えていない。
(2) 介護・障がい・保育等福祉労働者の賃金は、他職種と比べても低い水準に置かれたままであり、人手不足が深刻である。処遇改善・賃上げのための支援を国・県で実施すること。	令和8年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として2.03%増額となる予定であるが、令和9年度報酬改定に向けて更なる処遇改善に繋がるよう国に要望していく。また、目下の賃金上昇に直面し、厳しい状況にある介護事業所を支援するため、国の「医療・介護支援パッケージ」に基づき、賃金の引上げや生産性向上を図る介護事業所への支援事業を令和7年度12月補正予算において措置している。 障がい分野職員の賃金は、これまでの支援等により改善してきているものの、他産業と比べまだ差があり、人材不足が厳しい状況にあることは認識している。 こうした状況を踏まえ、国の経済対策予算を活用した令和7年度12月補正予算において、職員1名当たり月額10千円相当の処遇改善支援の予算を措置した。さらに、国は、令和8年度臨時報酬改定として1.84%の増額を予定しており、その動向を注視していく。 【R 7. 12月補正】 ・介護職員処遇改善支援事業 1,092,000千円 ・障がい福祉職員処遇改善支援事業 176,985千円
(3) 日本のフルタイムの労働時間は、ヨーロッパに比べても年間300時間程度長く、いまなお「過労死」が大問題となっている。政府が検討しようとしている労働時間規制の緩和の中止を求めること。	高市首相は労働時間規制緩和について、実態調査結果を踏まえ、心身の健康維持と従業者の選択を前提に、労働時間法制に係る政策対応の在り方を多角的に検討すると表明しており、今後の国における議論を注視していく。
(4) 「1日7時間、週35時間労働制」への速やかな移行を国に求めること。労働時間の短縮で、家庭生活や子育てと仕事の両立による「自由な時間」が確保できるようにすること。	令和6年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業や自動車運輸業にも適用されるなど、長時間労働是正は国において着実に進められており、国に法定労働時間の一時短縮を求めるることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
(5) 時間外労働の上限は、「特別な事情」がある場合「月100時間未満」と、過労死基準を超える残業が容認されている。時間外労働は、例外なく「週15時間、月45時間、年360時間」に規制するよう国に求めること。県職員も同様に改善すること。また、厚労省の通達文書には、「管理監督者であっても、労働基準法により保護される労働者に変わりなく、労働時間の規定が適用されないからといって、何時間働いても構わないということではなく、健康を害するような長時間労働をさせてはならない」と明記されている。県職員の管理職も長時間労働を是正すること。	令和6年4月から働き方改革関連法に基づく時間外労働の上限規制が建設業や自動車運輸業にも適用されるなど、長時間労働是正は国において着実に進められており、国に「臨時の特別な事情がある場合」の例外規定撤廃を求めるることは考えていない。 また、県職員の時間外勤務の上限は、国の取扱いに準じており、見直しは考えていない。なお、管理職は時間外勤務時間の上限規制の対象外であるが、各管理職の毎月の労働時間実績を各部主管課と情報共有し、管理職であっても健康を害するような長時間労働とならないよう働きかけている。
(6) 連続11時間の勤務間インターバル制度の導入を国に求めること。	平成31年4月から労働時間等設定改善法に基づき勤務間インターバル制度の導入が事業主に努力義務化されており、制度導入に取り組む中小企業を国が助成金で支援するなど推進を図っているため、改めて国に求めることは考えていない。
(7) 鳥取労働局が行った2024年度の事業所検査では、違法な時間外労働が3割を超えていた。サービス残業の罰則強化を国に求めること。	鳥取労働局は事業所への監督指導を令和5年度の247事業所から令和6年度334事業所と大幅に増加させており、適切に監督指導の強化が図られていると考えているため、罰則強化を国に求めることは考えていない。
(8) 労働時間規制の保護から全面的に労働者を適用除外する、「高度プロフェッショナル制度」の廃止を国に求めること。	高度プロフェッショナル制度は、時間でなく成果で評価される働き方を望む専門職向けの柔軟な働き方と生産性向上を目指すものであり、その導入にあたっては職務の範囲が明確で一定の年収要件を満たすことや、労使委員会の決議及び労働者本人の同意、年間104日以上の休日確保措置や健康管理時間の状況に応じた健康・福祉確保措置等を講ずることなど労働者保護のための複数の義務が定められており、廃止を国に求めることは考えていない。
(9) 非正規の正規化を促進するとした改正労働契約法の趣旨を生かし、公務現場でも5年を迎えた会計年度任用職員の正規化（無期雇用への転換）を進めること。	地方公務員には労働契約法の適用がなく、また会計年度任用職員に対する公募による再度の任用回数に係る制限を撤廃することについては、募集・採用にあたっての均等な機会の確保という点で、地方公務員法の平等取扱いの原則に抵触することとなる。
(10) 県庁の「受付業務」は、臨時の・一時的な業務ではなく恒常に必要な仕事であるため、派遣労働ではなく、正職員とすること。	県庁本庁舎の総合受付窓口業務については、従前、非常勤職員対応としていたものを平成27年度から労働者派遣契約に切り替えて業務を行っており、業務内容は、派遣職員による対応が可能なものである。
(11) 公契約条例（賃金条項を有する契約条例は全国33自治体ある）を制定し、県が発注する事業者との間で、生活できる賃金等人間らしく働くことができる労働条件を定めること。	賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。 本県では、既に最低制限価格制度を設けているほか、発注にあたっては物価上昇を適切に価格に転嫁するとともに、県との契約に係る受注者からの相談があった場合は適切に対応するよう周知をしているところであり、引き続き適正な労働条件の確保に努めていく。

要望項目	左に対する対応方針等
(12) フリーランスやギグワーカーなど「雇用関係によらない働き方」が、特に若い方に急増しているが、その労働者性を認め、労働法制、労働時間規制、最低賃金適用の対象とするよう国に求めること。	フリーランスは「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る」事業主であることが原則であり、また、ギグワーカーは雇用契約を結ばず単発・短時間の仕事をする働き方であることから、一律に労働法制の対象とするよう国に求めることは考えていない。なお、フリーランスとして業務委託契約を締結していても、労働者性が認められると判断され、実態として「労働者」に該当する場合は、労働関連法令が適用される。
(13) プラットフォームを介して短時間・単発で働くスポットワーク（スキマバイト）が急速に広がり、県も補助金を出すなどして推奨しているが、全国的にも契約時と実際の労働条件が異なるなどのトラブルが多発している。県補助金事業において、労働法制の厳格な適用を求めること。	スポットワーク導入支援補助金は、新たな雇用を創出し、地域経済の振興及び県内事業所の人手不足解消に寄与することを目的に令和7年度に制度化したが、対象事業者には労働関係法令を遵守する旨の誓約書を提出させるなど円滑な制度の実施に努めている。
(14) 違法解雇であっても使用者が一定の金銭を払えば雇用契約を終了できるという「解雇の金銭解決」は、不当解雇を合法化するものであり、導入しないよう国に求めること。	「解雇の金銭解決制度」については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。
(15) 福助やジャパンディスプレイからの離職者の多くが再就職できないままとなっている。離職元企業に対し再就職支援を強く求め、県も手立てをとること。	労働移動受入奨励金を活用した県内企業への再就職支援に加え、求職者と求人企業のマッチングにつなげる企業説明会や求職者が見学を希望する企業に就業支援員が同行する企業見学の実施など、担当制による就職相談から職業紹介までの一貫した伴走支援により関係機関等と連携しながら引き続き再就職支援を行っていく。 ・鳥取県立（鳥取・倉吉・米子・境港）ハローワーク管理運営事業 90,762千円 ・労働移動緊急対策事業 14,800千円
<p>【中小業者支援】</p> <p>(1) 物価高騰や賃上げの環境に対応できるよう、コロナ禍の時のような、個人事業主や小規模事業者に対する給付金制度を創設すること。</p> <p>(2) 町工場や商店の固定費負担（機械リース代や家賃など）への直接補助制度を創設すること。</p> <p>(3) 50万円程度の少額の緊急小口資金貸付制度を創設すること。</p> <p>(4) 「小企業振興条例」を制定すること。また条例にもとづく施策推進のため、小規模事業者で構成する「小企業振興会議」を設定し、小企業の声が反映できるようにすること。</p> <p>(5) 全国でも広がっている群馬県高崎市のような「まちなか商店リニューアル助成事業」を鳥取県でも創設すること。個々の商店の改装や店舗の備品を助成し、空き店舗対策をすすめること。</p>	<p>一時的な給付金ではなく、持続的な賃上げ・生産性向上支援補助金や産業未来共創補助金など、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策により、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p> <p>固定費負担のための一時的な直接補助ではなく、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p> <p>県制度融資において、小規模事業者向けの小口融資などを設けており、少額の緊急小口資金貸付制度を創設することは考えていない。</p> <p>小規模事業者の振興の趣旨も盛り込む鳥取県産業振興条例がある中で、小規模企業に特化した条例を重ねて設ける考えはないが、持続的に事業を継続するための経営力の強化に向けた支援策など、引き続き小規模事業者に寄り添った支援を進めていく。</p> <p>店舗の改装等については、産業未来共創補助金（新たな企業価値創造型／生産性向上・新技術導入推進型）による新たな取組や生産性向上等としての個店への支援のほか、まちなか振興の観点からの市への補助（まちなか振興ビジネス補助金）などを通じて、商店街振興組合等への支援も行うことで、空き店舗対策につなげていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 生活圏単位に、食料品や日常品の買物ができる商店が立地できるよう県が支援すること。	<p>生活圏における店舗の立地については、まちづくりの観点から市町村が主体的に取り組むべき問題であるが、県は店舗の経営の維持や安定化に向けた支援を行っていく。また、買物環境の維持・確保に係る市町村に対する支援として、各市町村の策定する買物環境確保推進計画に基づき、各地域それぞれの実情にあった対応策へ柔軟に支援を行っているところであり、今後も継続して支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業自立サポート事業（制度金融費） 1, 148, 176千円 ・産業未来共創事業（生産性向上・事業承継支援） 411, 021千円 ・地域の暮らしを支える買物環境確保事業 70, 000千円
(7) 「小規模工事登録制度」を復活させること。	<p>県庁舎等の小規模修繕等は、一定の技術水準を確保するために鳥取県建設工事入札参加資格業者であることを条件として発注している。発注にあたっては、原則として有資格業者の中から順に選定することで、小規模工事登録制度の目的である受注機会の均等化が担保できているため、登録制度は不要と考えている。</p>
(8) 中小企業庁からも求められている、信用保証協会の代位弁済に対する県損失補填の求償権放棄条例を制定すること。	<p>代位弁済となった損失補償付制度融資について保証協会が債権回収した場合に、都道府県が回収された納付金の一部を保証協会から受け取る権利の放棄については、地方自治法の趣旨に則り議会で個別に審議いただくべきものと考えており、包括的に放棄するような条例の制定は考えていない。</p>
<p>【子育て・教育・若者】</p> <p>(1) 鳥取県独自の給付制奨学金制度を創設すること。鳥取県育英奨学金の返済減免の対象を、生活困窮者にも拡大すること。</p>	<p>給付型奨学金制度については、国において大学生等に対する給付型奨学金制度が実施されており、また、高校生等奨学給付金については、令和8年度から対象を中所得世帯まで拡大するなど、随時見直しが行われており、県独自での給付型奨学金制度の創設は考えていない。</p> <p>また、鳥取県育英奨学金の返済にあたり、生活保護受給者や低所得者に対しては、災害・傷病・失業その他やむを得ない理由により返還が困難な場合に、相当の期間、返還を猶予することを可能としており、返済免除の要件を拡大することは考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高校生等奨学給付金事業 358, 524千円
<p>(2) 独立行政法人大学の運営費交付金が削減され続け、学費を引き上げる大学が出ている。鳥取大学に対し学費引き上げをしないよう求めること。公立鳥取環境大学において、入学金制度（他の先進国にはない制度）の廃止を求めること。</p>	<p>国に対しては、令和7年8月に修学支援新制度の拡充など、高等教育費の負担軽減について更なる支援策を講じることを要望するとともに、令和7年11月に、財政支援措置を要望した。</p> <p>鳥取大学の授業料については、大学が考えられるべきものであるが、大学の状況を注視する。</p> <p>また、公立鳥取環境大学の入学金については、国において令和7年度から多子世帯の学生等について授業料等を無償化されたことに加え、引き続き、高等教育費の負担軽減に向けて必要な検討を進めるとされていることから、国の動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(3) 私立高校授業料無償化は、入学金や施設整備費なども無償にすること。	<p>入学金や施設整備費については、各校の判断において徴収されるべきものであり、新たな支援は考えていない。なお、県内の私立中・高校に在学する非課税世帯等の生徒に対し、国の「高等学校等就学支援金」に加え、引き続き、本県独自の上乗せ支援を実施できるよう令和8年度当初予算案において検討している。</p> <p>・私立高等学校等就学支援金支給等事業（総合支援金） 24,431千円</p>
(4) 学校給食費は小学校だけでなく中学校、特別支援学校も全て無償化すること。	<p>公立小学校及び特別支援学校小学部における学校給食費の負担軽減については国の支援制度の概要が示されたところであるが、中学校における負担軽減についても国の責任において早期に実現し、確実に財源措置を行うよう今後も引き続き要望していく。</p> <p>なお、中学校の給食については設置者である市町村がそれぞれの地域の実情に応じて実施されているところであり、県が負担することは考えていない。特別支援学校においては、国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して高騰分を支援するなど、引き続き保護者負担の軽減を図っていく。</p> <p>・県立特別支援学校給食費等負担軽減事業 13,100千円</p>
(5) 義務教育の教材費や高校のタブレットを無償化すること。	<p>学校における補助教材及び通学用服等の学用品の購入については、国の通知等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう各市町村教育委員会に周知を図り、取り組んでいただいていることから、県独自に支援することは考えていないが、高校生の端末購入に係る支援の充実を令和7年8月に国へ要望しており、引き続き要望していく。</p> <p>また、経済的な理由により高等学校等への進学を断念することがないよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金制度を設けている。</p> <p>・高校生等奨学給付金事業 358,524千円</p>
(6) 「義務教育の就学援助」や「高校生等奨学給付金」の額を県も上乗せして充実させること。	<p>義務教育段階の就学援助は、学校教育法第19条の規定により市町村の責務とされており、県による上乗せは考えていない。</p> <p>また、国において、いわゆる高校無償化の取組が進められているところであり、令和8年度からは、高等学校等就学支援金の所得制限を撤廃するとともに、高校生等奨学給付金の対象が中所得世帯まで拡大されることとなっている。</p> <p>・高校生等奨学給付金事業 358,524千円</p>
(7) 国の35人以下学級の支援を活用し、鳥取県は今年度小学校の全学年が30人以下学級となった。いよいよ来年度から中学校も30人以下学級にすること。	中学校の更なる少人数学級については、市町村の意見を十分に聞きながら検討していく。

要望項目	左に対する対応方針等
(8)「不登校」への対応について ①不登校は子どものせいではない。様々な理由で子どもの心が折れた状態であり、学校や社会の中で違和感を抱え、傷つき、我慢を重ねたすえに、登校できなくなっている。学習支援も必要だが、学習中心では子どもを追いつめる。一番必要なのは「休養」や「心の傷からの回復」である。子どもが安心できる居場所を民間の力も借りながら広げ、人が配置できる運営費支援をすること。	<p>本県では、家庭でも学校でもない第3の居場所として学齢期以降の子どもやその世帯を総合的に支援することを目的として、生活習慣の形成や学習支援、相談支援、食事の提供に加え、専門職による、子ども・家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行なう支援拠点づくりに取り組む市町村に対して、運営経費を助成しており、引き続き支援していく。</p> <p>また、様々な理由で学校に行きづらくなった児童生徒に対し、市町村設置の教育支援センター（小中学生対象）が11箇所設置されているほか、県も教育支援センター（高校生年代対象）を3箇所設置している。加えて「不登校児童生徒を指導する民間施設のガイドライン」に準拠しているフリースクールを13施設認定しており、運営費の支援を行うとともに、県・市町村設置の教育支援センターと認定フリースクールとの合同研修や連絡会を開催するなどしており、引き続き児童生徒の支援に努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの貧困対策総合支援事業 47,274千円 ・不登校児童生徒のつながり・学びの充実推進事業 4,788千円 ・不登校対策事業 76,657千円
②不登校特例校（学びの多様化学校）を、すべての自治体で分校方式を含め開設すること。特例校以外の学校でも、子どものペースに合わせた学びとなるよう改善すること。	<p>誰一人取り残さない学びの保障を目指し、小・中学校に校内サポート教室の設置を進めている。また、市町村の教育支援センターや、民間のフリースクールなど、不登校児童生徒にとって多様な居場所が用意されているところであるが、特別な教育課程が組まれた学校という空間で、学びや活動を共有できる「学びの多様化学校」についても、子どもや保護者のニーズの把握を含めて市町村と話し合いを進めていく。</p> <p>加えて、各学校における「個別最適な学び」に関する授業づくりの取組については、引き続き推進を図っていく。</p>
③不登校に関する情報や支援策を保護者にわかりやすく伝えること。	<p>不登校支援に関する主な情報については、現在、生徒支援教育相談センターのHP、鳥取教育ポータルサイトに掲載している。また、保護者向けの情報をまとめたリーフレットを現在作成中であり、令和7年度中に電子データ送付や紙媒体、ホームページ等で周知する予定である。</p>
④スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、小・中・高校の全校に配置すること。	<p>スクールカウンセラーについては、県内公立学校すべてに配置している。スクールソーシャルワーカーについては、県立学校すべてに配置している。市町村立学校については市町村がスクールソーシャルワーカーを配置しており、現在1つの自治体を除き配置されている。配置のない市町村においても福祉部局と教育委員会との連携による支援が行われている。</p>
⑤フリースクール費用の完全無償化、交通費支援を充実させること。学習中心でない居場所の通学費も無償化すること。来年度実施の「給食費無償化」を各施設でも実施すること。	<p>フリースクールの授業料支援については、令和7年度に拡充したところであり、無償化は考えていない。教育委員会による認定がなされていないフリースクールへの通学費の支援については考えていない。また、給食費の支援についても考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不登校対策事業（鳥取県不登校児童生徒支援事業） 13,160千円

要望項目	左に対する対応方針等
(6)不登校が急増する中、親の「不登校離職」が問題となっている。不登校は介護休業（通算93日まで、賃金保障あり）の対象であることを保護者に周知すること。介護休業制度を1年間に延長し、育児休業と同様に社会保険料の本人負担を免除し、休業中の給付の充実、年単位の「不登校休業制度」となるようにすること。	令和7年4月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認義務付けなどの拡充が図られており、今後の制度拡充についても国の動向を注視していく。なお、保護者から不登校に係る相談に併せ、就労に関する相談があれば当該制度について紹介していく。
(9)学校が忙しすぎる。子どもにあわせたカリキュラムに「学習指導要領」の内容を変更できるようにし、次期学習指導要領（2030年実施予定）では、学習内容を精選し、授業時間数を減らし、現場の創意工夫を大幅に認める方向での抜本的な見直しを、国に求めること。	令和7年9月に出された、学習指導要領の改定にあたり、中央教育審議会が一定の議論を経た後、今後さらに議論すべき論点をまとめた「論点整理」では、次期学習指導要領に向けた基本的な考え方のひとつとして「多様性の包摂」を掲げ、多様な個性や特性、背景を有する子どもが多くなっている実態に向き合うとともに、こうした多様性を個人及び社会の力に変える観点から、一人一人の意欲が高まり、可能性が開花し、個性が輝く教育の実現を目指すことが示されている。 具体的には、「裁量的な時間」をはじめとする「調整授業時数制度」の創設や、高等学校段階における単位制度の柔軟化等が挙げられ、標準授業時数の弾力化が学校の判断で可能となる方向で検討がなされている。 県としても、国の検討の方向性に沿って、子どもたちや学校、地域の実態を踏まえた柔軟な教育課程の編成・実施について支援していく予定である。
(10)市町村・学校・教師・子どもを競争に巻き込む、全国学力学習状況調査、とっとり学力学習状況調査は中止すること。	文部科学省が実施する「全国学力・学習状況調査」は、義務教育の機会均等とその水準維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを大きな目的としているものであり、順位付けや子ども達を競わせることを目的としているものではない。 県としては、「全国学力・学習状況調査」のデータから県内の児童生徒の学力・学習状況を適切に把握・分析して教育施策の成果と課題を検証し、外部有識者の助言を受けながら児童生徒への学習指導の充実や学習状況の改善のために今後も活用していくと考えている。 また、県独自調査である「とっとり学力・学習状況調査」では、前年までの自分の結果と比較した学力の伸びや、学力を支える力についても調査している。一人一人の学力の伸びや学力を支える非認知能力等の状況を経年で把握し、学力を確実に伸ばすための個に応じた教育を進めていくにあたり重要な調査であることから、今後も有効活用を図っていきたいと考えている。

要望項目	左に対する対応方針等
(11) 学校の校則は、子どもたちが自主的に決定するようにし、人権侵害の校則はなくすこと。	<p>令和4年12月に改訂された生徒指導提要において、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいとの方針が示されたことから、各県立高校へ通知するとともに校長会の指示連絡等を通して校則の見直しを継続して依頼している。これを受け、生徒がスマートフォン及びネット利用の決まりを定めた例（境港総合）や生徒（会）が中心となり校則等の見直しを図った例（鳥取西、八頭、米子東、境）など、生徒の意見等を反映した上で校則等の見直しを行う例が増えている。</p> <p>また、児童生徒の参画による校則の見直しは、児童生徒の主体性を培う機会となることから、学校や地域の実情に応じて取組を進めていくよう各市町村教育委員会を通じて各学校へお願いしている。特に中学校においては、生徒や保護者からの意見を受けて校則の見直しを進めたり生徒会が主体となり校則を見直したりする学校もあり、県内でも取組は広がってきていていると認識している。</p>
(12) 規制をしているが今も教員の時間外労働がある。教員の一日の持ち時間数の上限を4コマとなるよう、教員を計画的に増員すること。	<p>給特法等一部改正法附則においては、令和11年度までに、教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することが目標として明記されており、令和6年度実績において、本県では既にこの目標を達成しているものの、引き続き、学校現場における働き方改革の取組を推進していく。</p>
(13) 公立学校の教員の残業に対する手当は、10%の調整費ではなく、残業代を支払い、長時間労働を是正すること。	<p>また、国に対しても、「教員の処遇改善」のみならず、「学校における教員の働き方のさらなる加速化」「指導・運営体制の充実」を一体的・総合的に推進するよう、令和7年7月にも教職員定数の改善などの要望を行ったところであり、引き続き働きかけていく。</p>
(14) 公立・私立での非正規教職員の正規化と待遇改善を進めること。	<p>今後の児童・生徒数の減少に伴う必要教員数の減少及び年度中途の学級数の変動等への対応などを踏まえると、一定数の定数内講師の配置は、定数管理上やむを得ないものであると考えている。</p>
(15) 国の「幼保の無償化」は、3～5歳と、住民税非課税世帯の0～2歳に限定され、0～2歳の保育料、3歳児以上の給食費が子育て世帯の負担となっている。所得制限なく、0歳～就学前の全ての子どもの保育料と給食費を無償化すること。	<p>0～2歳児を含め幼児教育・保育の完全無償化を実現するよう、またその検討にあたっては副食費についても無償化の対象とするよう、令和7年8月に国へ要望を行っており、今後も継続して国へ要望していく。</p>
(16) 保育士の配置基準の改善が進むよう、保育士の処遇改善とセットで進め、他産業平均賃金に追いつくよう県独自に保育士給与助成を実施すること。1歳児の保育士配置は、加配によって6：1から5：1に改善できるようになったが、要件が厳しくて使えない。加配ではなく配置基準そのものを改善するよう国に求めること。県の乳児加配は、公立園も活用できるようにすること。	<p>令和7年8月及び11月に、保育士の処遇改善並びに1歳児配置改善加算の要件撤廃及び人材確保の状況を踏まえた配置基準見直し（6：1→5：1）を国に対して要望し、令和7年4月に遡っての5.3%の処遇改善が示されているところであり、今後も継続して国へ要望していく。</p> <p>また、乳児保育への加配制度について、公立園は運営費が地方交付税によって措置されており年度当初から柔軟な職員配置を行いやすい環境にあることから、対象とは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(17) 認可外であり、累次の保育士処遇改善策の対象外とされてきた、院内保育所の保育士の処遇改善を県として実施すること。	<p>病院に従事する職員の離職防止及び再就業促進を目的として、病院内で保育施設を運営する病院への補助（保育士の人事費見合い）を行っている。令和8年度は、国の標準単価の増額があったことから補助基準額を増額することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分） (病院内保育所運営事業) <p>21,148千円</p>
(18) 来年度本格実施される「こども誰でも通園制度」は、子どもの安心・安全が軽視され、預かる保育所の負担が大きいと懸念の声がある。少なくとも事前面談を行い、専用室に専用の保育士を配置するなど、子どもの安心安全が確保できるようにすること。現在ある一時保育を充実し、手厚い保育が受けられるようにすること。	<p>こども誰でも通園制度の実施に当たっては、国が定める基準により各施設初回利用時の事前面談の実施が定められている。また、職員の配置基準についても、国が定める基準に基づき市町村認可のもと実施されることから、子どもの安心安全を確保して実施できるものと考える。また、こども誰でも通園制度と一時保育は事業趣旨が異なるものであり、市町村において保護者のニーズに応じた適切な支援がなされるよう、円滑な事業実施に向けて支援していく。</p>
(19) 学童保育の待機児童が発生している。子どもの生活の場にふわさしくなるよう、ガイドラインで示されているように、少なくとも1クラブの人数は40人以下となるようにし、学童保育の増設、教室の間借りではなく専用室・専用施設化を進めること。学童保育料の軽減制度を創設すること。複数人でなくともよいとした指導員配置の規制緩和を撤回し、処遇改善を進めて常時複数配置が可能となるようにすること。	<p>放課後児童クラブの設備及び運営については、待機児童の状況や国が定める参酌基準を踏まえて各市町村が基準条例や学童保育料を定めており、県としては、事業の実施主体である市町村の判断を尊重しつつ、国の交付金を活用して引き続き必要な支援を行っていく。また、放課後児童支援員の処遇改善については、令和8年度こども家庭庁当初予算案において国補助事業の拡充が示されていることから、その活用について市町村に周知していく。</p>
(20) 児童相談所の相談や一時保護の多くが外部委託されているが、県の児相で専門的に対応できるよう体制の抜本的強化を図ること。児童福祉司を増員すること。一時保護所での子どもの学校通学や持ち物の制限は、機械的にせず、被害から子どもを守ることと一緒に子どもの意見を尊重して対応すること。	<p>本県では、児童相談所が対応すべき相談の外部委託は行っていない。一時保護は、その目的や子どもの状況等を踏まえ、支援内容や場所を決定するため、外部に委託して一時保護を実施することが適當と判断した場合は、子どもの養育支援に関して専門性を有している乳児院や児童養護施設等に委託している。</p> <p>本県の児童相談所一時保護施設は、従前から一時保護児童の原籍校への通学支援に積極的に取り組んでおり、国からも先駆的な取組として評価されている。また、生活上のルールや子どもの持ち物等への取扱いについては、合理的な理由がない限り制限を設けない運営を実践している。</p> <p>なお、本県ではすべての児童相談所へ国配置基準以上の児童福祉司を配置するなど体制強化を進めており、現場の実情を勘案しながら、今後も引き続き必要な対応を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営費（児童相談所体制整備事業） <p>52,813千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(21) 男性の育休取得がすすむよう、代替要員確保も含めた企業支援金を大幅アップすること。	<p>代替要員の確保や育休取得職員の同僚職員に対する応援手当支給を行った企業にシン・子育て王国とつとり男性育児休業取得応援奨励金を支給し、男性の育休取得を促進している。</p> <p>令和8年度当初予算案においては、県内企業の人事担当者等の意見を参考に、より柔軟に運用できるよう制度の改正を検討しているところであるが、支援金単価の引上げについては考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共育て・みんなで子育て応援事業（企業の子育て支援環境整備に係る奨励金） 2,500千円
(22) 「子どもの権利条例」を制定し、子どもの権利保障を全面にすえた取組の促進を図ること。	令和6年3月に制定した「シン・子育て王国とつとり計画」において子どもを権利主体とし、子どもの権利保障を前面に据えた取組を促進することを明記しているところであり、子どもの権利保障を目的とした条例を制定することは考えていない。
(23) 「子どもの貧困」の改善へ、数値目標を明確にし、家計支援の給付金制度を創設すること。	<p>子どもの貧困の改善に向けて、「シン・子育て王国とつとり計画」において、県全体の19歳以下の人数に占める生活保護の被保護者の割合の減少（令和5年度：0.61%→令和10年度目標：0.4%）を数値目標に掲げている。</p> <p>児童手当に加え、世帯の状況に応じて児童扶養手当等があり、児童扶養手当は毎年、国の基準の見直しが行われ、対象者に適切に支給されていることから新たな給付制度の創設は考えていない。</p>
(24) ひとり親家庭、特に母子家庭の所得が低すぎる。生活費支援を充実すること。児童扶養手当の支給額を第1子から抜本的に拡充するよう国に求め、年6回の支払いを毎月に改善すること。父子家庭にも支援は必要であり、所得制限を撤廃し子育て・生活支援を受けやすくすること。	<p>児童扶養手当の支払回数は令和元年に年3回から6回（奇数月）に見直され、児童手当の支払回数も、令和6年に年3回から6回（偶数月）に見直されており、毎月の途切れない支援を実施している。</p> <p>児童扶養手当の判定基準となる所得制限限度額についても、令和6年から引上げが行われたところであり、引き続き国の動向を注視していく。</p>
(25) 「共同親権」は、父母間の合意がなくても家庭裁判所が判断して強制し、子どもの利益を侵害してしまう重大な問題がある。DV・虐待ケースでは、専門家が意思確認する仕組みをつくるよう国に求めること。	令和8年4月1日から、離婚後は、共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることもできるようになるが、裁判所は個別の事案ごとに事実を総合的に考慮して、「虐待のおそれがあると認められるとき」「DVのおそれその他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき」は、必ず単独親権の定めをすることとされており、国の動向を注視していく。
(26) 養育費を行政が立て替え、後で不払い親に求償する、養育費保証の仕組みをつくること。	本県では、養育費の確実な支払いを推進するため、養育費に関する公正証書作成費用の支援を行っている。また、令和8年4月1日から、養育費債権に先取特権が付与され、取決めがなくとも法定養育費の請求が可能となる法定養育費制度が開始されるところであり、引き続き国の動向を注視していく。
(27) 子どもへの性暴力は罪を加重し、被害に気づくのが遅れる場合が少なくないため時効をなくすこと。	令和6年6月に成立したこども性暴力防止法の衆参両議院附帯決議において、施行後3年を目途とした見直し検討規定が設けられており、国における今後の議論を注視していく。

要望項目	左に対する対応方針等
(28) 通学路の安全対策の要対策箇所は、前倒しで対策を実施すること。	<p>通学路の安全確保については、毎年度、学校ごとに市町村教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関が合同で点検を行い、対策が必要な危険箇所については、各関係機関が分担・連携しながら対策を進めている。</p> <p>併せて、関係機関の担当者を対象に「通学路安全対策担当者会」を開催し、各地域の危険箇所を把握するとともに、安全対策強化につながる合同点検の実施方法等について意見交換している。</p> <p>引き続き危険箇所の対策が確実に行われるよう、関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組んでいく。</p>
【年金】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 物価や賃金の上昇よりも年金額を抑える「マクロ経済スライド」制度の廃止を国に求めること。 	<p>年金制度は、国において社会保障制度の中で検討すべき事項であり、県としてはその検討状況を注視していくこととしており、国への要望は考えていない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (2) 最低保障年金制度の創設を国に求めること。 <p>(3) 非正規雇用で働く方たちの厚生年金加入の権利を保障するため、経営が苦しい中小・零細企業の社会保険料の事業主負担分を減免すること。</p>	<p>従業員の社会保険適用を促進するため、国は年収の壁・支援強化パッケージ等の支援策により企業の負担軽減を図っており、今後の制度拡充についても国の動向を注視していく。</p>
【医療】 <ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関の赤字が深刻である。「医療費4兆円削減」「病床11万床削減」「新・地域医療構想」等、医療費や病床の削減の中止と、診療報酬は現場が求める10%以上の改定を国に求めるこ。 	<p>令和8年度の診療報酬改定は、3.09%の増額改定（本体部分）となったところであり、引き続き医療機関の経営状況を注視していく。</p> <p>また、物価上昇や賃上げに向けた支援として、令和7年度12月補正予算で、医療従事者の処遇改善や医療機関の生産性向上の取組への支援等に係る予算を措置している。</p> <p>医療機関に対する財政的支援については国に要望しているところであり、引き続き国に要望を行うこととしている。</p> <p>なお、2040年に向けた新たな地域医療構想は、地域における県民が適切に必要な医療・介護サービスを将来にわたって持続的に受けられる医療・介護提供体制の構築を図っていくものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> (2) 医師養成数の削減計画を中止し、臨時増員措置の継続、医師の計画的増員のための手立てをとるよう国に求めるこ。県も医師の増員計画を持つこと。また看護師の増員計画も持つこと。 	<p>医学部定員の確保については、「医師多数県」有志・医師会と連携して国に対し臨時定員の一方的な削減を行わないよう要望を行っており、今後も国の動向を注視し、必要に応じて要望活動を行っていく。</p> <p>また、医師確保計画については令和8年度に「第8次鳥取県保健医療計画（後期）（令和9～11年度）として見直し、更新する予定である。看護師については、国が令和8年度に需給推計見通しにかかる調査を行う予定であり、その結果を踏まえ検討を行う。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(3) OTC類似薬の保険外しや自己負担増に反対すること。負担増となつた場合、県特別医療費助成で子どもの医療費は完全無料を継続すること。	OTC類似薬の保険給付の見直しについては、国の社会保障審議会（医療保険部会）において、患者団体へヒアリング等を行い、薬剤を保険適用としつつ、薬剤費の一部を保険給付の対象外とし、患者に「特別の料金」を求める制度を創設すべきであると議論が整理されている。OTC類似薬の保険給付の見直しを含めた持続可能な医療保険制度のあり方については、国において患者団体等の意見も踏まえ、検討されるべきものである。
(4) 高額療養費の自己負担額の引き上げに反対し、負担限度額の引き下げを国に求めること。限度額の設定は、「月ごと」から「治療ごと」に改め、治療が月をまたぐと高額療養費が適用されないという矛盾を解決するよう国に求めること。当事者が申請しないと適用されない、高額医療・介護合算制度を見直すこと。	<p>高額療養費制度がセーフティネット機能であることに鑑み、国の社会保障審議会（医療保険部会）において、所得区分に応じた高額療養費上限額の見直しや長期療養者に配慮した「年間上限額」の導入等が示されている。</p> <p>高額療養費制度を含めた持続可能な医療保険制度のあり方については、国において検討されるべきものであり、自己負担額の見直しについて、国に要望することは考えていない。</p> <p>高額介護合算療養費の支給にあたっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第27条の26により、申請書の提出が求められている。</p> <p>なお、令和6年の地方分権改革に係る地方からの提案を受けて、令和7年10月31日付で市町村が条例等で別段の定めを設け、申請書の記載内容を工夫する等により、毎年の申請を不要とすることができる旨を厚生労働省が通知しており、令和8年度中には省令改正等の必要な措置を講ずるとされている。</p>
<p>(5) 国民健康保険制度について</p> <p>①国民健康保険料や後期高齢者医療保険料に「子育て支援金」を上乗せしないこと。「子育て支援金」部分は県が全て負担し、市町村や被保険者の負担にしないこと。</p> <p>②国保料引き上げの圧力となる、納付金の医療費ベースの統一は止めること。国保料の統一は進めないこと。</p>	<p>子ども・子育て支援金は、子育て施策・少子化対策の抜本的強化に充てられる財源であり、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を全世代、全経済主体が共に支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして国が創設した制度である。</p> <p>「歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で子ども・子育て支援金制度を構築することにより、実質的な負担が生じないことをする」とされており、県が子ども・子育て支援金を負担することは考えていない。</p> <p>少子高齢化により、国民健康保険の被保険者数は減少しており、特に小規模保険者においては高額医療費の発生等による保険料への影響が大きいことから、医療費を県全体で支えあう仕組みとするために、納付金ベースの統一を段階的に行うことで全市町村が合意したものであり、中止は考えていない。</p> <p>保険料水準の統一については、今後も被保険者数が減少する中で、医療費の増加や高額医療費の発生による保険料の急増のリスクを県単位で軽減・分散するため、引き続き、共同保険者である市町村と丁寧に議論を重ねていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
③国民健康保険料が上がらないようにするには、以前全国知事会が求めた1兆円の公費投入しかない。国に対して求めること。	<p>国に対しては、少子高齢化や高度医療等による今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤を確立するとともに、持続可能な制度の確立に向けて、地方に支障、負担が生じることがないように、あらゆる対策を講じるよう要望している。</p> <p>また、全国知事会においても、医療費等の増加に伴う公費負担の財源について、地方公共団体にとって過大な負担とならないよう、国において十分な財政措置を講じるよう要望している。</p>
④県独自に国保会計に財政支援し、国保料軽減につなげること。	<p>国民健康保険料の軽減については、県として法定されている応分の負担を行うとともに、市町村が県に納める納付金の上昇抑制のために鳥取県国民健康保険財政安定化基金を活用しているところであり、独自の支援を行うことは考えていない。</p>
⑤所得に関係なく負担がかかる「均等割」「平等割」を廃止すること。 せめて子どもの均等割は全て無料とすること。	<p>国民健康保険料の賦課方式は、国が国民健康保険の制度設計の中で検討するものである。</p> <p>なお、子どもの均等割については、子育て世帯の負担軽減の観点から、法令に基づき軽減措置が実施されており、軽減割合の拡大などについて、国に対して本県や全国知事会から要望している。</p>
⑥県特別医療費助成に対する国保の国庫負担減額のペナルティを止めるよう国に求めること。	<p>特別医療費の助成に対する国庫負担額減額措置については、子どもの医療費助成に対する措置は令和6年度より廃止されたが、子どもだけでなく身体・知的障がい者やひとり親家庭への助成など、全ての特別医療費助成に対する国庫負担減額措置を早急に廃止するよう国へ要望している。</p>
⑦一年前の所得ではなく、現在の所得減・生活困窮を反映して国保料を減免すること。	<p>国民健康保険の保険料（税）は、確定申告等により確定した前年所得を基準に賦課されている。市町村は前年所得に対する所得減や生活困窮の実態（生活保護の適用の有無など）等の保険料（税）の減免基準を定めており、減免のあり方については賦課権限を有する市町村が判断すべきものと考える。</p>
⑧滞納者に対し10割負担といった制裁は命に関わるため止めること。	<p>従前から滞納者が市町村に「医療機関窓口での医療費10割の一時払いが困難である」旨を申し出た場合、市町村が判断すれば、短期の資格確認書（マイナ保険証移行前は、短期被保険者証）が交付され、窓口負担が通常の3割負担等となる取扱いとなっている。</p> <p>なお、令和7年10月17日付けで国から滞納者に係る窓口負担の取扱いは、マイナ保険証移行後も従来の取扱いと同様である旨の事務連絡があり、同月20日付けで市町村に対し、その内容を周知している。</p>
⑨国保法44条にもとづく、低所得・生活困窮世帯への医療費減免の対象を拡大すること。	<p>国民健康保険法第44条に基づく医療費の窓口負担（一部負担金）の減免は、条例等に基づき市町村が一部負担金の割合を減免することができるとされており、市町村が検討すべきものと考える。</p>
⑩病気や出産のときに安心して休める出産手当金、傷病手当金の制度をつくること。	<p>国民健康保険制度における出産手当金や傷病手当金については、国民健康保険法第58条第2項により、市町村が条例で定めれば、傷病手当金の支給その他の保険給付を行うことができるとされており、市町村が検討すべきものと考える。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 後期高齢者医療保険料が上がらないよう県が手立てをとること。健診を無料化すること。	<p>後期高齢者医療制度においては、医療費の増加等があれば相応の保険料で賄うことが原則である。保険料抑制のために鳥取県後期高齢者医療財政安定化基金を活用することは特例的に認められているが、原則、予定した保険料収納率を下回って生じた収納不足や医療給付費の増加等に起因する財政不足について、資金の貸付・交付を行うものである。</p> <p>後期高齢者対象の健診については、後期高齢者医療制度の開始により、事業主体が市町村から後期高齢者医療広域連合になったが、引き続き、市町村が地域の実情に応じて自己負担の費用を負担し、集団健診や個人健診を無料としている場合があり、県が一律に無料とすることは考えていない。</p>
(7) 高齢者の医療費負担の3割負担化の中止と、70歳以上は一律1割に引き下げるよう国に求めること。	<p>後期高齢者医療制度の窓口負担割合は、国において将来にわたって持続可能な社会保障制度を構築する観点から検討・決定されたものであり、見直しを国に要望することは考えていない。</p>
(8) 健康保険証を存続させること。「マイナ保険証」の事実上の強制で、任意のはずのマイナンバーカードを強制するのはやめるよう国に求めること。「資格確認書」は、国民健康保険・後期高齢者医療の加入者全員にプッシュ型で引き続き発行すること。	<p>医療保険制度の基本部分である健康保険証のあり方は、国で検討されるべきものであり、廃止された紙の健康保険証の復活を国に求ることは考えていない。</p> <p>後期高齢者については、全被保険者に「資格確認書」が送付されている。国民健康保険の全ての被保険者に対する資格確認書の交付は、保険者である市町村が検討すべきものと考える。</p>
(9) 保健所体制が減員になっている。増員して新興感染症への備えを万全にすること。	<p>令和7年4月に保健所定数を増員するなど、業務の状況を勘案し必要な定数を措置している。</p>
(10) 県立病院での差額ベッド代は廃止すること。	<p>県立病院の特別入院施設料（差額ベッド代）は、選定療養費制度に基づき、患者が特別の療養環境（個室）を選択した場合に受益と負担の両面を勘案して設けたものであり、廃止は考えていない。</p>
(11) 無料低額診療事業を県立病院でも実施すること。院外薬局も適用し県独自に支援すること。	<p>無料定額診療事業は、戦後の公的医療保険制度が未整備の昭和26年当時に導入されたものであるが、その後、国民皆保険制度の成立など公的医療保険制度が整備され、生活保護制度等による医療費減免制度など医療費の経済的な負担軽減制度もあることから、県立病院での実施は考えていない。</p> <p>また、無料低額診療制度は、院外処方も含めて、国が医療保険制度の中で検討すべき事項であることから、その検討状況を注視していく。</p>
(12) 歯科の診療報酬の抜本的増額を国に求めること。	<p>人件費や診療材料費等の高騰により歯科医療機関においても厳しい経営を強いられていることから、現下の物価・人件費高騰に伴う令和8年度の診療報酬改定への対応について、既に国への要望を行っている。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(13) 県内で歯科技工士が養成できるよう手立てをとること。歯科技工士が仕事を継続できるよう、歯科技工物に対する診療報酬の改善を国に求めること。	<p>「鳥取県の歯科医療を考える会」から鳥取歯科技工専門学校の再開等を求める要望が県に提出（令和6年5月）されたことを受け、令和6年度に、同校を設置・運営している県歯科医師会はじめ関係団体と県との間で「今後の歯科医療を支える歯科技工士確保のあり方検討協議会」を設置したところである（令和6年10月設置）。</p> <p>この度、県歯科医師会から、県外歯科技工士養成施設に進学している学生の県内就業促進に向けた県内就業を条件とした奨学金を令和8年度より実施予定とお聞きしており、県としてもこれに対する支援を検討している。</p> <p>また歯科技工士の安定的な確保が図られるよう、処遇改善を進めるとともに、今後の需要も踏まえた効果的、効率的な教育カリキュラムを検討するよう既に国へ要望を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（医療分） (歯科医療従事者確保対策事業) <p style="text-align: right;">1,200千円</p>
<p>【介護・高齢者施策】</p> <p>(1) 介護保険の公費負担を50%から60%（10%増は国庫で）に増やし、介護報酬の増、介護職員の処遇改善を実施するよう国に求めること。</p>	<p>介護保険制度における公費負担割合については、社会保障審議会介護保険部会等において、制度の持続可能性を確保するための観点から、継続的に制度見直し等が議論されており、こうした議論を踏まえて総合的に判断されるべきものと考える。</p> <p>国においては、令和8年度臨時介護報酬改定により、介護従事者の処遇改善等として2.03%増額となる予定であるが、令和9年度報酬改定に向けて更なる処遇改善に繋がるよう国に要望していく。</p>
<p>(2) 2024年度に引き下げられた訪問介護の基本報酬を元の水準にもどすよう国に求めること。県の訪問介護への支援制度は、交通費や人件費を支援対象とすること。</p>	<p>国に対し、介護報酬を含め運営費支援等、訪問介護への一層の重点的な支援を要望している。</p> <p>また、社会保障審議会介護保険部会における検討の中で、移動支援等を含め、地域の実情に応じた包括的な報酬算定の仕組み等を検討されているところであります、国の動向を注視していく。</p> <p>なお、独自の取組として中山間・人口減少地域で事業存続が難しい訪問介護事業所への支援や事業所間の人材融通に対する支援を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域等訪問介護事業安定確保対策事業 <p style="text-align: right;">7,720千円</p>
<p>(3) 介護保険の利用料の2割・3割負担の対象拡大に反対し、県独自に低所得者の利用料減免、保険料軽減の手立てをとること。介護保険料の滞納に対するペナルティを見直すこと。</p>	<p>介護保険制度における自己負担割合については、現在、社会保障審議会介護保険部会で審議されているところであります、国の動向を注視していく。</p> <p>介護保険制度では、低所得高齢者に対する介護保険料、利用料の軽減措置が設けられており、既に応分の財政負担をしていることから、独自の支援制度を創設することは考えていない。</p> <p>また、介護保険料の滞納に伴う保険給付の制限等に関する取扱いについては、介護保険法で定められているところであります、県において見直しを行うことはできない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(4) 1,424人の待機者解消のためにも、特別養護老人ホーム増設の計画を持つこと。	<p>特別養護老人ホームの施設整備については、保険者である市町村が地域の実情に応じて策定される市町村介護保険事業計画における特別養護老人ホーム等の必要利用定員見込み量等を勘案しながら判断するものであるが、第9期介護保険計画の中で増設の予定はない。</p> <p>なお、今後の施設整備については、市町村保険事業計画による必要利用定員見込み量等を踏まえて策定する第10期介護保険計画による。</p>
(5) 身体介護に偏重した介護保険の認定システムでは、認知症の高齢者に必要な支援が十分に反映できない。生活援助の利用にかかわる制限の撤廃、区分支援限度基準額の引き上げなど、認知症の人にも対応できる介護保険制度となるよう改革を国に求めること。	<p>身体介護に限らず、適切なケアマネジメントに基づき提供される生活援助で、保険者の個別具体的な判断により必要と認められるサービスについては、認知症の高齢者も含め保険給付の対象になっている。</p> <p>また、区分支援限度基準額の引き上げ等については、社会保障審議会介護保険部会で審議されるものであり、国の動向を注視していく。</p>
(6) 全国各地で、介護の重い負担を理由に家族を殺害する事件が続いていることは、深刻な事態である。県として介護保険等では対応できない困難を抱えた方を支援する体制を作ること。	<p>高齢者の権利擁護等に係る相談支援体制の構築や高齢者虐待担当者研修を実施しているほか、県民を対象にした介護の入門的研修会等を開催している。</p> <p>また、制度では対応できない困難を抱える方の孤独・孤立を防ぐため、孤独・孤立に係る総合相談窓口の設置や地域住民を対象とした孤独・孤立サポーターの養成を行うとともに、住民に身近な市町村における住民へのアウトリーチ型支援を含めた包括的な支援体制整備を後押ししているところであり、市町村、関係支援機関とともに、引き続き、地域における困難を抱える方への支援体制を推進していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者虐待防止推進事業 2,507千円 ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業（介護未経験者等の参入促進事業） 4,845千円 ・官民連携による孤独・孤立対策支援事業 31,892千円 ・孤独・孤立対策市町村等支援強化事業 62,635千円
(7) 「定期巡回・随時対応訪問介護看護サービス」が普及するよう、県独自に支援すること。	<p>県では、「定期巡回・臨時対応型訪問介護看護サービス」の普及を図るために、「地域医療・介護総合確保基金」を活用し、事業所を新たに新設又は既存の介護施設等の一部を改修し同サービスを提供する事業所に対して、施設整備費を支援し、初期費用の負担軽減を図っているところであり、引き続き当該支援制度の周知を図っていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県地域医療介護総合確保基金事業（介護分）（施設整備） (地域密着型サービス等整備助成事業) 305,160千円

要望項目	左に対する対応方針等
(8) ケアマネージャーの処遇を改善し、人員不足を解消すること。	令和8年6月に予定されている介護報酬臨時改定において、処遇改善加算の対象職種の拡充が検討されており、新たにケアマネージャーも対象に含まれる見込みであることから、国の動向を注視していく。また、国の「医療・介護支援パッケージ」に基づき、居宅介護支援事業所を含む介護事業所への賃上げの取組を支援する事業を令和7年度12月補正予算において措置しており、賃上げに繋がるよう、早期の予算執行に努める。 【R 7. 12月補正】 ・介護職員処遇改善支援事業 1,092,000千円
(9) 障がい者手帳の認定からはずれる、加齢性難聴者に補聴器購入費を助成すること。	加齢性難聴者に対する補聴器使用の有効性については現在、国立長寿医療センターで検討が続けられており、その迅速な検討と併せて、有効性が示されたときは、国において補聴器購入費に係る支援制度を創設するよう国へ要望しており、独自の補助を行うことは考えていない。
【福祉】 (1) 生活保護について ①安倍政権時代に実施された最大10%の生活保護費の削減は、厚労省が用いた指標や手続きに過誤・欠落があったとして、最高裁で違法判決が出た。改めて総理の謝罪と、失われた保護費を全額、全ての受給者の方々に遡及支給するよう国に求めること。	最高裁判決を踏まえ、令和7年11月7日の衆院予算委員会で、高市総理が「厚労省の判断の過程や手続きに過誤や欠落があったと指摘された。深く反省し、おわびする。」と政府として謝罪を行っている。 保護費については、国において最高裁判決への対応に関する専門委員会を設置し、専門委員会の報告書を受け、違憲とされたデフレ調整について、当時の一般的な低所得者世帯の消費実態を元に新たに計算をし直し、当時のデフレ調整の引き下げ額との差額分を追加支給することとしており、保護費全額の遡及支給について国に求めることは考えていない。
②生活保護費は、物価高騰対策として特別加算が設定されているが極めて不十分であり、物価高騰に見合う水準への引き上げ、冬季加算の復活・夏季加算の創設を国に求めること。県独自にも上乗せ支援すること。	特例加算については、物価高騰を踏まえ、国の令和8年度予算案において、令和8年10月から1人当たり1,000円の増額予定とされており、冬季加算については国の生活保護基準部会の意見を踏まえ、平成27年度から減額となっている。生活保護基準の見直しについては、国民の消費動向や社会経済情勢を総合的に勘案して、国の責任により設定されるものであり、更なる特例加算の増額及び冬季加算の増額について国に求めることは考えていない。 また、夏季加算の創設については、平成30年度から継続して国へ要望している。 なお、県独自の施策として、生活困窮者を含めた物価高騰による家計への影響が大きい世帯に対する経済的支援について、引き続き、市町村と協調して実施するほか、生活保護受給者へ夏季見舞金も継続して支給するよう、令和8年度当初予算案において検討している。 ・家計負担激変緩和対策事業 152,000千円 ・生活困窮者総合支援事業（見舞金） 26,840千円

要望項目	左に対する対応方針等
③生活保護世帯の子どもが、世帯分離なしで大学に通えるようにすること。	生活保護制度において、世帯の生活保護の対象となる者を判断する基準は、社会情勢を勘案して国の責任において設定するものであり、大学等に就学する者については、既に高等学校への就学によって得られた技能や知識によって稼働能力の活用を図るべきであることから、世帯分離を行うものとされている。
④生活保護世帯の働いている若い方が、進学を目指して貯蓄することを認めること。	保護費のやりくりによって生じた預貯金等については、預貯金等の使用目的が、専修学校、各種学校又は大学に就学するために必要な経費に充てるものである場合は、保有を容認して差し支えないとされていることから、進学を目指して貯蓄することは生活保護制度において既に認められている。
⑤「自動車保有を原則認めない」という制度の運用を改めること。公共交通機関が不足する地域で、身体障がいがある方が車を保有（再保有）することを認めること。	生活保護制度において、国が平等に全国画一的な基準で保護が受けられるよう制度を定めており、自動車保有を認めるためには、国において制度の運用を改める必要があることから、公共交通機関の整備が不十分等な地方において、自動車は生活必需品であり、実施機関の判断で保有及び使用を認めるよう、令和3年度から継続して国へ要望している。 身体障がいがある方が通院、通学、通所のために自動車が必要な場合及び公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通院等に自動車を必要とする場合は、自動車の維持に要する経費が他からの援助等により賄われる場合などにおいて保有が認められている。
⑥新規だけでなく、全ての生活保護世帯にエアコン設置・補修・買替のための支援をすること。	生活保護制度は、国民の消費動向や社会情勢を勘案して、国の責任において設定されるものである。新規の生活保護開始時にエアコンが未設置の世帯については、エアコンの購入費用を生活保護費として支給できるが、保護開始以降のエアコン設置・補修・買換えについては、保護費のやりくりによって計画的に購入することとなっており、購入が困難な場合は、生活福祉資金貸付を活用していただくことが可能である。
【障がい・難病・慢性疾病政策】 (1) 県障がい者特別医療費助成の自己負担を元の無料に戻すこと。精神障がいは薬による治療が欠かせない。県医療費助成の対象を精神保健手帳2級・3級まで広げること。	特別医療費助成の自己負担制度は、市町村の財政負担等を考慮し持続可能な仕組みとするため平成20年に導入したるものである。低所得の方等は引き続き自己負担なし（無料）若しくは自己負担額を低く設定しているところであり、元の無料に戻すことは考えていない。 また、障がいのある方の心身の障がいの軽減・除去や機能回復に必要な医療費の自己負担額を軽減するため、障害者総合支援法に基づく公費負担医療制度がある。手帳の等級に関わらず、精神障がい者の投薬治療も対象となっており、これまででも医療費に対する支援を行ってきている。 なお、特別医療費助成制度が県と市町村の協調事業であることに鑑み、制度を見直す際には、市町村とよく相談していきたい。 ・自立支援給付費（障害者医療費（更生医療、精神通院医療、療養介護医療）） (精神通院医療) 1,131,067千円

要望項目	左に対する対応方針等								
(2) タクシー助成が精神障がいだけないため、県独自に助成制度をつくること。精神障がいの JR 運賃割引が開始されるが、片道 101 km 以上となっていて日常の交通や通院には使えない。短い距離の場合も割引するよう求めること。	<p>障がい者に対する交通運賃割引は、障がいのある方の社会参加を支援することを目的として、各交通事業者の判断により実施されるものと認識している。</p> <p>これまで、タクシー運賃割引の導入に向けて、継続的に県内タクシー事業者に働きかけを行っているところであり、今後も継続していく。</p> <p>J R 運賃割引は、精神障がいに限らずすべての障がい手帳保持者が片道の営業キロが 100 km を超える場合に割引が行われているところであり、機会を捉えてご意見があつたことを伝えたい。</p>								
<p>(3) 障がい者就労支援事業所について</p> <p>①工賃・賃金が低すぎるため、補うための県独自の制度を創設すること。</p>	<p>就労継続支援事業所における工賃等は、生産活動で生じた収入から生産活動に係る経費を控除した額を工賃等として支払わなければならないと厚生労働省令に規定され、公費を工賃等の原資とすることを前提とせず、労働の対価として支払われるべきと考えていることから、工賃等への直接支援は考えていない。</p> <p>なお、県では工賃等向上に係る県独自の取組として、新商品開発、利用者の満足度向上、農福連携等に係る補助制度、さらに、障がい者就労事業振興センターによる共同受注窓口の設置等の支援を行っており、今後も、各事業所の状況や特徴に応じた支援を通じて工賃等向上を図っていく。</p> <table data-bbox="1057 715 2129 849"> <tbody> <tr> <td>・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業</td> <td>51,189千円</td> </tr> <tr> <td>・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業</td> <td>4,679千円</td> </tr> <tr> <td>・農福連携推進事業</td> <td>20,801千円</td> </tr> <tr> <td>・とっとりモデルの共同受注体制構築事業</td> <td>26,681千円</td> </tr> </tbody> </table>	・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	51,189千円	・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,679千円	・農福連携推進事業	20,801千円	・とっとりモデルの共同受注体制構築事業	26,681千円
・障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業	51,189千円								
・鳥取県障害福祉サービス事業所ハートフルサポート事業	4,679千円								
・農福連携推進事業	20,801千円								
・とっとりモデルの共同受注体制構築事業	26,681千円								
<p>②障がい者支援事業所の報酬は、事業が継続できるよう、日払いから月払いへの改善、平均工賃が低いと報酬も低くなる仕組みの改善、処遇改善加算の本体報酬への組み込みを、国に求めること。地域活動支援センターの報酬を、就労支援事業所水準まで引き上げるよう求めること。</p>	<p>障がい福祉サービス報酬について、現場の実態を把握し、安定的なサービス提供のために必要な措置を講じるよう国へ要望を行った。</p> <p>地域活動支援センター（障がい者の創作活動や生産活動のための機会を提供する機関）は、市町村が経費を負担して実施しているところであり、機会を捉えてご意見があつたことを伝えたい。</p>								
<p>(4) 障がい者・難病・慢性疾患者は、無料で新型コロナ検査・ワクチン接種できるようにすること。</p>	<p>新型コロナ対策については、令和6年4月1日から通常の医療提供体制に移行したため、PCR検査やワクチン接種費用に対する特別な支援は終了しており、これを見直すことは考えていない。</p> <p>なお、医療保険が適用される新型コロナに係る検査については、特別医療費助成制度等の活用が可能であり、また、新型コロナワクチンの定期接種については、市町村において住民税非課税世帯等に対する負担軽減措置が設けられている。</p>								
<p>(5) 内部障がい、発達障がい、高次機能障害、難病・慢性疾患は、支援が必要なのに、福祉利用や交通料金割引、法定雇用率の雇用義務化からもれている。対象とするよう国に求め、県も独自に支援すること。</p>	<p>内部障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病・慢性疾患の方は、いずれも障害者総合支援法における障がい者として規定されており、障がいの程度に応じて障がい福祉サービスを利用でき、また、各交通事業者による運賃割引も行われている。障害者雇用促進法においても、障がいの内容、程度等に応じて雇用義務、支援の対象になっている。</p>								

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 「65歳」になると、障がい者施策から介護保険制度に強制移行され、様々な支援が自己負担増となる。「65歳の壁」の解決のため手立て（負担増軽減の手立て）をとること。介護保険と障がい福祉の併給は可能であり（「2023年6月厚労省通知」）、全うされるよう周知徹底すること。	これまでも、一律に介護保険を優先して適用するのではなく個々の事例に応じて柔軟に対応するよう、研修の場等を通じて市町村及び関係機関に周知してきており、今後も継続して周知していく。
(7) 障がい者施設の入所待機者が852人もある。入所施設やグループホーム、生活の場等の整備をすすめること。	<p>グループホーム等の整備については、これまでにも国の補助制度を活用して整備を進めているところであり、さらに、令和7年度からは国補助金が不採択となったグループホーム整備のための単県補助制度により整備促進を図っており、令和8年度も継続に向けて検討している。</p> <p>なお、入所施設については、國の方針に基づき、現在以上に定員を増やすための整備は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県社会福祉施設等施設整備事業 111, 677千円 ・親なき後を見据えた地域生活サポート事業（グループホーム施設整備事業） 49, 583千円
(8) 障がい者・難病患者等が通勤するための移動支援・ヘルパー支援に対し助成すること。	<p>障がい者の移動支援については、同行援護（視覚障がいにより移動が困難な方の外出に同行）、行動援護（視覚障がい以外の障がいにより一人での外出が困難な方の外出に同行）等の障がい福祉サービスがあり、県はこれらサービスに従事するための人材養成研修を実施しているほか、市町村が行う移動支援事業（障がいにより外出に支援が必要な方に同行）のための財政支援を行っており、これらの経費を令和8年度当初予算案においても検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業） 49, 781千円 ・地域生活支援事業（市町村地域生活支援事業費補助金） 186, 313千円
(9) 高校の通級指導教室や特別支援学級の設置を増やすこと。	<p>高等学校の通級指導教室については、平成30年度から障がいに応じた時間指導（通級による指導）が可能となり、5校を通級指導教室設置校として、加配措置を行っている。今後、通級における巡回指導及び教育課程の編成について各学校で検討を進め、増員が必要な場合は国に加配要望をしていく。なお、高等学校に特別支援学級を設置することは考えていない。</p>
(10) 学びの継続を希望する特別支援学校高等部の生徒や障がいがある高校生に開かれた専攻科を設置すること。	<p>県立特別支援学校では、鳥取盲学校に理療科の専攻科を設置している。加えて鳥取大学附属特別支援学校にも専攻科が設置されていることから、現状として新たな専攻科の設置は考えていない。</p>
<p>【女性とジェンダー】</p> <p>(1) 女性差別撤廃条約の選択的議定書を早期に批准するよう国に求めるこ。</p>	<p>女子差別撤廃条約選択議定書については、國の次期第6次男女共同参画基本計画(案)において「早期締結について真剣な検討を進める」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(2) 選択的夫婦別姓制度の早期導入を国に求める。旧姓の通称使用的法制定は同一姓の強要となり、ダブルネームで混乱を招くことになるため、導入に反対すること。	選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ、更なる検討を進める」とされている。本県としては、夫婦の姓については国民的な議論を踏まえ国において早急に結論を導くべきものと認識しており、引き続き動向を注視していく。
(3) 同性婚を認める民法改正を国に求める。	同性婚については、国民的な議論を踏まえ国において結論を導くものと考えておらず、民法改正を国に求めるることは考えていない。
(4) L G B T Qについて ①L G B T Q平等法を制定し、社会のあらゆる場面で性的マイノリティへの差別をなくし、権利を保障するよう国に求める。 ②学校での理解促進に努めること。	「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が令和5年6月に公布・施行されており、実効性のある対策を講じること等について全国知事会として令和7年8月に国に対して要請を行っている。 性的マイノリティの人権に関する教育を進めるためには、教職員が性の多様性について正しい知識や認識を持つことが必要であるため、令和元年度末に作成（令和3年度末改訂）した指導参考資料による周知、教職員研修の実施及び講演会への参加の呼びかけなど、必要な支援を継続し、さらに、講師派遣事業「多様な性のあり方について学ぶ学習会」の活用を促進し、児童生徒が、性的マイノリティ当事者等の講話を通して、互いの違いを認め合い、自他を尊重する意識の涵養を図っていく。 ・人権教育振興事業（人権学習講師派遣事業） 1,479千円
③公的書類における不必要的性別欄の撤廃、企業での相談窓口や「誰でもトイレ」の設置など取組を推進すること。	県に提出する申請書類等の記入事項を人権に配慮したものにするため、不必要的性別欄を削除するなど関係規定の整備を行っている。また、県ではL G B T Qについての正しい理解を普及するため、県民を対象とした研修を行っており、企業での相談窓口や「オールジェンダートイレ」の設置などの取組についても理解が進むよう推進していく。
④「性同一性障害特例法」の性別変更の手術要件の「18歳であること」「婚姻をしていないこと」「未成年の子がいないこと」などの要件を見直し、性別適合手術に伴うホルモン治療の保険適用の拡充を国に求める。	「性同一性障害特例法」の性別変更の要件については、裁判での審議も踏まえ、国において慎重に検討されるものであり、性別適合手術に伴うホルモン治療の保険適用の拡充を国に求めるとは考えていない。
⑤鳥取県同姓パートナーシップ・ファミリーシップ制度の全市町村での実施と、民間での利用拡大をすすめること。	本県においては、2町を除いて「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携したサービスを受けられるようになっており、今後も全市町村での実施とともに、民間での利用拡大についても働きかけていく。
(5) 「困難を抱えた女性」支援のため、県内3圏域すべてにシェルターを設置すること。相談支援、生活支援、住宅保障、教育等包括的支援の仕組みをつくり就労や経済的自立を支えること。	「困難を抱えた女性」支援のためのシェルターは、各圏域で設置できている。また、困難を抱えた女性への包括的支援は、女性相談支援センターを中心として、各関係機関と連携して対応しており、引き続き、個別の相談内容に応じた丁寧な支援を実施していく。 ・困難な問題を抱える女性・D V被害者総合支援事業 36,283千円 ・女性相談支援センター運営費 11,780千円

要望項目	左に対する対応方針等				
(6) 売春防止法は、事実上女性にだけ罰則を科すものとなっている。女性は非処罰化し、業者と「買春者」を処罰する「欧米モデル」に学び、ジェンダー平等の立場にたった売春法の抜本改正を国に求めること。	売買春への対策については、国の第5次男女共同参画基本計画において、「関係法令を厳正かつ適切に運用し、売春の相手方に対する対策や周旋行為の取締りを一層強化するとともに、売春防止法の見直しを含めて検討を行う」とされていることから、引き続きその動向を注視していく。				
(7) 鳥取県内では男女の賃金格差が拡大している。要因を調査・分析し、計画的に格差是正の手立てをとること。企業には、賃金格差是正の計画策定と公表を義務付けること。	<p>出産・育児・介護等を理由にした女性の離職や非正規雇用への移行のほか、性別に関するアンコンシャス・バイアスにより、任される業務内容や負担感・責任感等に男女の偏りを誘発すること等も、男女の賃金格差の一因と考えられる。本県では経済界が中心となって発足した官民連携組織「女星活躍とつとり会議」で職場における女性活躍を推進しており、今後も経済、労働、行政が一体となって格差是正についても取組を進めていく。</p> <p>男女の賃金の差異については、女性活躍推進法に基づき、常用労働者301人以上の企業には公表が義務付けられているほか、101人以上300人以下の企業においても男女の賃金の差異を含む任意の1項目以上の情報公開が義務付けられているなど、国において企業の事務負担等を考慮しながら順次対象範囲の拡大を進めており、県として特段の手立てをとることは考えていない。</p>				
(8) 給付金支給などで女性には支給されづらくなる、「世帯主規定」の廃止を国に求めること。	個別具体的な給付金ごとに判断すべき事柄であるため、県として国に特段の対応を求めるることは考えていない。				
(9) 男女雇用機会均等法では間接差別が禁止されているが、非常に限定期的で、法に当てはまらない場合がある。「全ての間接差別の禁止」「同一価値労働同一賃金」を、法に明記するよう国に求めること。	労働関係法令の制定・改正については、国、労働政策審議会で議論されることとなっており、その動向を注視していく。				
(10) 短時間勤務制度は、民間においても子どもが高校卒業まで利用できるようにすること。	令和7年4月及び10月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し小学校就学前の子を持つ労働者に対する短時間勤務、テレワーク、時差出勤などの選択的措置の実施など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務付けられており、今後も国制度拡充の動向を注視していく。				
(11) 「有給」とは別に、子どもの看護や授業参観や学校行事への参加にも使える、有給の「家族休暇」制度の導入を支援すること。	<p>県では、独自の休暇制度の創設など働きやすい職場環境づくりに必要な就業規則整備を行う企業に対して、社会保険労務士を派遣し制度の導入を支援している。</p> <p>また、企業のファミリーサポート休暇取得促進奨励金では、子の看護等休暇を対象としているほか、子どもの授業参観、学校行事への参加といった事由での特別休暇についても対象とすることを令和8年度当初予算案において検討している。</p> <table border="0" data-bbox="1096 1250 2106 1310"> <tr> <td data-bbox="1096 1250 1572 1277">・働きやすい鳥取県づくり推進事業</td> <td data-bbox="1882 1250 2106 1277">23,328千円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1096 1277 1572 1310">・共育て・みんなで子育て応援事業</td> <td data-bbox="1882 1277 2106 1310">11,158千円</td> </tr> </table>	・働きやすい鳥取県づくり推進事業	23,328千円	・共育て・みんなで子育て応援事業	11,158千円
・働きやすい鳥取県づくり推進事業	23,328千円				
・共育て・みんなで子育て応援事業	11,158千円				
(12) 育児休業中は、1年間は休業前の所得を補償すること。	令和7年4月及び10月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し小学校就学前の子を持つ労働者に対する短時間勤務、テレワーク、時差出勤などの選択的措置の実施など、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置が義務付けられており、子育て世帯への経済的支援を含め今後も国制度拡充の動向を注視していく。				

要望項目	左に対する対応方針等
(13) 介護休業は、現在の上限3か月から延長し、介護休業中の社会保険料減免制度の創設、休業中の給付金の拡充を国に求める。県職員にも適用すること。	<p>令和7年4月に施行された改正育児・介護休業法では、事業者に対し介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認義務付けなどの拡充が図られており、今後の制度拡充についても国の動向を注視していく。</p> <p>なお、県職員の介護休暇は、通算して6月を超えない範囲内で取得可能である。また、県職員の共済掛金の免除及び介護休業手当金については、健康保険法及び雇用保険法に準じて地方公務員等共済組合法に規定されている。</p>
(14) ハラスメント禁止規定及び適切な制裁、被害者補償・救済措置を含む実効ある法整備を進めるよう、国に求める。	さまざまなハラスメントについて、対策や法制化の必要性が国で議論されているため、その動向を注視していく。
(15) リプロダクティブ・ヘルス＆ライツの視点に立ち、子どもの年齢・発達に即した科学的な「包括的性教育」を行うこと。刑法の墮胎罪の廃止、母体保護法を改正し配偶者の同意要件の廃止を国に求める。避妊薬と緊急避妊薬を安価で入手しやすくすること。中絶は、WTOが推奨する妊娠初期の中絶薬と吸引法を普及すること。	<p>令和5年6月14日に「刑法及び母体保護法の一部を改正する法律案」が参議院に提出されたが、議案未了で廃案となった。今後も引き続き、国の動向を注視していく。</p> <p>なお、助産師会の研修を支援し、中学生・高校生及び学生、社会人等20～30歳代の方を対象に助産師による出前講座を行い、中絶や避妊を含む妊娠・出産の基礎知識や、いのちの大切さ、心と体の健康等について、若いうちから正しい知識を得られるよう普及啓発を行うこととしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健やかな妊娠・出産のための応援事業（描こう！ライフプラン出前講座事業） 5,992千円
(16) 生理用品を学校や公的施設のトイレに設置すること。	<p>県立学校では、保健室に生理用品を備え、必要な生徒からの申し出に応じて配付する形で対応しており、生徒が保健室に相談に来ることをきっかけに、養護教諭等が本人や家庭の状況を聞き取り、場合によっては福祉分野など外部の関係機関につなげていくことで、背後にある課題の根本的な解決を図るように努めている。</p> <p>また、トイレへの生理用品の配備に係る一律の定めはないものの、各学校の実態等に応じて適切に対応することとしている。</p> <p>公的施設への設置に関しては、「生理の貧困」対策は国において地域女性活躍推進交付金として予算措置されているところであり、市町村における当該交付金活用の後押しや各市町村での措置状況に関する情報共有を引き続き行っていく。</p>
(17) 健康診断や人間ドックの医師の診察の時に、更年期障害に関する問診と助言を行うこと。	国の「労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会」は、一般健康診断問診表に更年期障がいに係る質問を追加することが適当としており、今後の国の動向を注視していく。本県においては、引き続き更年期障がいに悩まれている方の相談や受診につながるよう、更年期だれでもチャットボットや更年期だれでも相談室の利用について、ホームページや市町村における健康診断、医師会等とも連携し周知していく。

要望項目	左に対する対応方針等
(18) 「少子化」や「人口減少」を理由に、行政が結婚・出産のプレッシャーをかけるような官営「婚活事業」はやめること。	令和7年に県が実施した「令和7年度鳥取県における少子化対策等に関するアンケート調査」では、独身者のうち76%が結婚への意向を示している一方で、結婚していない理由として61.2%が「適当な相手にめぐり合わないから」と回答しているほか、利用者の方から「行政が行っている出会い系・婚活事業には安心感がある」との声もいただいている。 県が実施する出会い系・結婚支援は、出会い系を求める方々に、出会い系の場や相談・自己啓発の機会を提供するものであり、特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えるものとならないよう留意しつつ、引き続き、出会い系・結婚を望む方の希望を叶えられるよう、必要な支援を行っていく。
【農業と農山村】 (1) 主食用米を増産し、異常な米価高騰を抑えること。	令和7年12月1日に開催された鳥取県農業再生協議会総会において、令和8年産米の生産数量目標は令和7年実績対比で約270haの増産方針となった。
(2) 米の需給や価格、流通の安定に政府が責任を負うよう、またゆとりある生産量を確保するよう国に求めること。	国の責任において需要に応じた米生産を推進し、主食用米の需給及び価格の安定に向けた体制を構築すること、水田政策の見直しについては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とすること、主食用米の流通量・価格等の調査結果を速やかに検証・公表し、フェアプライスにつながる取組を一層推進することについて令和7年11月に国へ要望を行った。
(3) 民間在庫がだぶつき大幅な価格下落が予測される場合は、国が備蓄米の買い増しを行い、不足する場合は備蓄米を放出して、需給と価格を調整するよう国に求めること。そうした調整を可能とするためにも、大量放出で極端に減っている備蓄米の26年産米以降の買い入れを計画的に増やすよう国に求めること。	J A全農とともに農産物生産費統計を根拠に「生産費支払い」として概算金を設定していることから、国に価格保障・所得補償制度の創設を要望することや、県独自の当該制度の創設は考えていない。
(4) 米生産が安心して行えるよう、価格保障・所得補償制度を創設するよう国に求め、県独自の支援制度も創設すること。農協の概算金の生産費支払いはよいが、恒常的なものとは限らず、コメの作柄によっては概算金収入が減ることになる。	米生産の担い手の経営安定・発展には規模拡大が伴うため、規模に応じた能力を有する機械を自ら所有し適期作業を逃さないことが重要である。そのため、無償貸出制度の創設ではなく、機械導入時の負担軽減に向けた支援を引き続き実施する。 また、担い手への優良農地の集積・集約を進めるために取り組んでいる「農地中間管理機構支援事業」では、無償の使用貸借契約に基づく権利設定が可能であるため、新たな無償貸出制度の創設は考えていない。
(5) 米作りの新たな担い手確保のため、農地や農機具などの無償貸出し制度を創設すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和の米増産緊急支援事業 50,000千円 ・農業生産拡大に向けたスマート農業推進事業 95,892千円 ・中山間地域を支える水田農業支援事業 26,657千円 ・集落営農・地域計画実現体制強化支援事業 71,322千円 ・ともに目指す農業生産1千億円！産地・担い手強化支援事業 208,030千円 ・農地中間管理機構支援事業 222,757千円

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 農業を国と県の基幹産業に位置付け、食料自給率や地産地消率向上の目標をもつこと。	国においては、食料・農業・農村基本法等において農林水産業を地域の基幹産業として位置づけている。また、本県においては鳥取県農業生産1千億円達成プラン（令和7年3月改訂）において農業を基幹産業として位置づけており、県内食料自給率及び学校給食用食材の県産品利用率の目標を設定している。
(7) 輸入自由化路線に反対し、ミニマムアクセス米の輸入を制限し、食料自給率50%台の回復と60%台を目指すよう国に求めること。また、県の食料自給率60%の更なる向上を目指し、近年低下傾向の学校給食の地産地消率向上に向け、支援策を充実すること。	ミニマムアクセス米は協定に基づき、自由貿易拡大の流れの中で設定されているものであり、制限を求めるることは考えていない。食料自給率の向上は、国が主体的に取り組むべき課題であり、国への要望は考えていない。 また、給食への県産食材使用の支援については、令和8年度当初予算案において検討している。 ・学校や地域と連携した給食もっと地産地消推進事業 15,000千円
(8) 競争力強化や効率一辺倒の事業や予算が目立つ。機械整備でも農地整備でも、競争力強化や生産性向上や規模拡大の目標設定がなくてもよい、小規模家族経営の農家が現状の経営を維持することに使える事業を創設すること。	小規模農家を含む多様な扱い手による機械導入等を支援する「中山間地域を支える水田農業支援事業」について、令和7年度に規模拡大要件を撤廃し、現状維持を認めるなどの要件緩和を行っており、令和8年度当初予算案においても継続支援を検討しているため、新たな事業の創設は考えていない。 ・中山間地域を支える水田農業支援事業 26,657千円
(9) 「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」は、2027年度までの5年間の計画期間の中間年をすぎた。有機農産物・特別農産物の栽培面積2,000haの目標達成に向か、工程表を明確にし、支援策を拡充すること。推進のためにも、県単位、市町村単位での、生産・加工・流通・販売・消費の各分野で構成する協議会を設立すること。来年度から国が小学校給食を無償化するが、県としても積極的に学校給食への有機農産物導入に補助し、導入促進すること。	令和7年度の有機農産物・特別栽培農産物の栽培面積は、前年よりも60ha程度増加する見込みであり、引き続き2,000haの目標を達成するため、さらなる面積拡大に向けた支援を令和8年度当初予算案において検討している。 市町村では、オーガニックビレッジに取り組んでいる日南町（令和5年度～）や八頭町（令和7年度～）において、地域農業再生協議会を中心に、町内で生産された有機栽培の米やニンジンを学校給食に提供する取組を進めており、今後も他市町村への横展開等を進めていく。 また、県では、県・JAグループ・市町村・学識経験者・有機農業の生産者等で構成される鳥取県みどりの食料システム戦略会議において、みどりの食料システム戦略基本計画を推進していく。 ・鳥取県みどりの食料システム戦略推進事業 34,666千円
(10) 気候変動が激しい今日、水田の多面的機能を維持することは重要である。今後の水田活用交付金のあり方は、引き続き、飼料用米・稻、大豆、麦、野菜、果樹等の利用ができる単価支援を、単年ではなく、継続的に支援するよう国に求める。県独自にでも耕畜連携が継続できるよう支援すること。	令和9年度に向けた水田活用の直接支払交付金の見直しについては、地域の実情に配慮し、生産者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするよう令和7年11月に国へ要望を行った。 また、飼料用米の生産拡大支援については、引き続き令和8年度当初予算案において検討している。 ・土地利用型作物の収益性向上対策支援事業（飼料用米・麦・大豆の生産拡大支援事業） 6,000千円
(11) 県独自に若者向けの価格保障・所得補償制度を整え、県内で若者が安心して農業に励める土台を整えること。	J A全農とつどりは、農産物生産費統計を根拠に「生産費支払い」として概算金を設定していることから、国に価格保障・所得補償制度の創設を要望することや、県独自の当該制度の創設は考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
【森林・林業】 (1) 鳥取県は森林面積が約7割を占め、木材供給と共に国土・環境保全、水源涵養、生物多様性等公益的な機能を有している。しかしこの間の国の「成長産業化」路線によって、まだ成長可能な植林後50年木の大規模伐採によって供給過剰となり、木材価格の低下、自然破壊が進みつつある。「成長産業化」路線を転換し、持続可能な森林づくりを進めることが必要である。 ① 長伐期や複層林など多様な施業方式の導入を検討すること。 ② 伐採後の再造林を進めること。そのためにも再造林可能な山元価格の実現を目指すこと。 ② 木造住宅や非住宅への県産材の活用を進める助成制度を拡充すること。 ④ 林業の基礎となる林地の地籍調査と境界確定を促進すること。 ⑤ 小規模林業家や自伐型林業を担い手として位置づけ、交付金を充し支援を強化すること。 ⑥ 「緑の雇用」や「緑の青年就業準備給付金」の拡充や県独自の上乗せをし、林業労働者の育成と定着をはかること。 ⑦ 広葉樹材の自給率を高める目標を持ち、家具や建築への利用を進めること。	長伐期や複層林など多様な施業の支援等については、令和8年度当初予算案において検討している。 • 造林事業 1, 052, 971千円 • 未来につなぐ森林づくり支援事業 104, 400千円 皆伐・再造林の支援については、令和8年度当初予算案において検討している。 • 造林事業 1, 052, 971千円 • 豊かな森づくり協働事業 173, 095千円 • 未来につなぐ森林づくり支援事業 104, 400千円 建築資材や労務単価の高騰により、住宅着工数そのものも減少し、またコストを抑えるために狭小化が進んでいることから、県産材の使用量に応じた支援制度への見直しや住戸面積が比較的大きな三世代同居世帯への支援を拡充することを令和8年度当初予算案において検討している。 非住宅への県産材活用については、民間施設に係る補助限度額の引上げ等について、令和8年度当初予算案において検討している。 • とつとり住まいの支援事業 274, 167千円 • 非住宅木材活用推進事業 43, 536千円 地籍調査については、令和7年度と同規模の調査経費を令和8年度当初予算案において検討している。また、森林境界を明確化するために、地籍調査機関との連携に向けた市町村への指導等にも取り組んでいく。 • 国土調査事業 886, 165千円 • 森林整備のための地域活動支援事業 13, 387千円 小規模林業家や自伐型林業も「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」等の対象としてこれまでも支援しており、更なる拡充は考えていない。 • 森林整備担い手育成総合対策事業 33, 672千円 「鳥取県版緑の雇用支援事業」や「鳥取県森林整備担い手育成総合対策事業」等により林業労働者の育成・定着を支援しており、更なる拡充は考えていない。 • 鳥取県版緑の雇用支援事業 73, 109千円 • 森林整備担い手育成総合対策事業 33, 672千円 広葉樹については、シタケ等特用林産物や木質バイオマス、家具材等の生産に有用な広葉樹の植栽を推進し、目的に応じた多様な森林づくりを進めている。 • 県産材流通イノベーション推進事業 4, 000千円

要望項目	左に対する対応方針等
⑧再造林は、適地・適木ですすめること。	再造林を行う区域の自然条件及び木材の利用状況を勘案して植栽樹種を定めることは重要であり、森林計画制度の各種計画でも定めているところである。引き続き、森林計画制度に基づき事業体、市町村を指導していく。
⑨良質材から低質材まで、建築材や木製品、紙製品、エネルギーまで、100%有効に利用するカスケード利用に取り組むこと。	カスケード利用の促進については、引き続き、皆伐の促進による生産拡大や、林地残材等の搬出促進、住宅・非住宅分野での建築用材等を中心とした県産材の需要拡大などに取り組んでいく。 ・非住宅木材活用推進事業 43,536千円
⑩大型のバイオマス発電は、製材として利用できる木材まで燃やしたり、輸入チップに頼るなど、環境保全や持続可能性に逆行する実態となっている。バイオマス発電は、林業振興や森林の育成に見合った小規模なものに限定すること。	木質バイオマス発電設備の規模等については、認定権限を持つ国において検討されるべき事項であることから、その動向を注視していく。
⑪市町村の林務職員の育成・確保や、森林組合への支援を強め、地域林業の確立に役割が果たせること。	各種説明会や研修を通じて、市町村林務職員や森林組合・民間林業事業体への技術的支援の充実を図っていく。
⑫間伐材搬出助成の単価を引き上げること。	間伐材搬出助成の単価については、毎年実施している素材生産等実態調査結果を参考に令和8年度当初予算案において検討している。 ・間伐材搬出等事業 488,000千円
【漁業・水産業】 (1) 不漁継続で休漁・減船に追い込まれようとしている漁業経営者に対し、資源回復するか、魚種転換で新たな収入の見通しが立つまでの間、経営・生活が成り立つよう支援すること。省エネ機器購入補助の要件を緩和し、漁業収入が大きく減っている漁業者も使える制度とすること。	漁業者は、不漁による減収に備え、漁獲共済への加入や漁業収入安定対策事業等を利用されることから、県による補填は考えていない。 また、漁業収入が大きく減っている漁業者にとって過大な設備投資とならないよう、省エネ機器購入補助の要件緩和は行わないが、設備等の長寿命化のための支援を令和8年度当初予算案において検討している。 ・漁業経営体ステップアップ事業 9,900千円
(2) 不漁の長期化による魚種転換等をする場合、必要な設備や施設や販路開拓を支援すること。	既存漁法（刺網や小型底びき網等）の不漁を受け、魚種転換を行う沿岸漁業者を支援するため、県内に普及していない新たな漁法の導入に向けた調査等を令和8年度当初予算案において検討している。 ・気候変動を踏まえた沿岸漁業緊急不漁対策事業 11,000千円
(3) 新規漁業就業者に対する国の生活費支援制度の拡充と、県独自の上乗せ支援をすること。	漁業研修を修了した新規漁業就業者については、着業に必要な漁船、機器及び漁具等の支援を行っていることから、国の生活費支援制度の拡充に関する国要望や県独自の上乗せ支援は考えていない。
(4) 大型漁船経営を優遇する新漁業法は、沿岸・小規模漁業者の困難を広げるだけでなく、水産資源の管理においても否定的な影響が懸念される。漁業管理の実施にあたっては、沖合創業の大蔵管理漁業はTAC管理とし、沿岸漁業の知事管理漁業に対しては漁民の自主的な共同管理を基本とし、機械的なTAC管理は導入しないこと。	TACによる資源管理は、持続可能な漁業を実現する上で必要な取組である。 資源の特性や漁業の実態を踏まえた柔軟な運用が行われているところであり、引き続き、TACによる資源管理を行うべきと考えている。

要望項目	左に対する対応方針等
(5) 資源保護と操業の安全をはかるため日韓、日台、日中などの漁業協定の締結を国の責任で進めるよう求めること。日本海・大和堆での中国・北朝鮮漁船による違法操業を排除するよう国に求めること。	我が国周辺海域における水産資源保護及び漁業秩序の維持を図るため、日韓、日台及び日中で漁業協定が締結されている。 漁業秩序の維持及び大和堆周辺水域等における外国漁船の違法操業の取締強化については、令和7年8月に国へ要望を行った。
【生活環境】 (1) 子育て世代、若者、高齢者向けの家賃補助制度を創設すること。 セーフティネット住宅に対する家賃補助の実施の市町村と補助額を増やすこと。	セーフティネット住宅に対する家賃補助は、子育て世帯、若者夫婦、高齢者世帯を既に対象として実施している。市町村への県間接補助に係る予算の増額を令和8年度当初予算案において検討している。 ・住宅セーフティネット支援事業 23,098千円
(2) 県営住宅の保証人要件を廃止すること。	既に65歳以上の高齢者、DV被害者、障がい者、家賃債務保証を受けた者、家賃債務保証を申し込んだが契約に至らなかった者等を対象に県営住宅の保証人の免除を可能とすることにより、保証人の確保が入居の障壁とならないよう配慮しているため、保証人要件の廃止は検討していない。
(3) 上下水道の耐震化促進のため、県も財政支援すること。民間企業の利潤追求の道具にされ、公的責任が全うできないPFIは導入しないこと。上下水道の広域化は市町村・住民に押し付けないこと。	上下水道事業は公営企業会計であり、耐震化についても利用料金を原資として実施することが基本であるため、県独自の支援制度を創設することは考えていない。 PFIであっても事業主体が公共であることに変わりはなく、民間事業者のノウハウ等を活用することでコスト削減やより質の高い公共サービスの提供が見込めるため、ウォーターPPPの導入について検討を進めていく。 上下水道広域化計画については、市町村の意向を伺いながら、市町村間で検討する素案を県でとりまとめたものであるが、最終的に広域化を判断するのは市町村である。
【原発・エネルギー・ゴミ政策】 (1) 1月6日からの地震では、島根原発からの放射性物質は放出しておらず大丈夫であるとか、原発停止の震度ではないなどと言われているが、今回の震度5強でも、道路の通行止めや列車の運行停止、断水等があり、原発事故が発生したら避難に困難がもたらされることは明らかである。事故や被害が出るのを待つのではなく、その前に、予防的に、地震発生の危険性がなくなるまで原発を停止するよう求めること。	本県の避難計画を含む「島根地域の緊急時対応」は国の原子力防災会議で了承され、一定の実効性が認められている。 原子力災害時に避難経路が使用できなくなった場合には、地域防災計画等に基づき、迂回路の設定、避難経路の変更、道路啓閉などを実施するほか、必要に応じて航空機や船舶を用いるなど、代替避難手段を確保して対応する。

要望項目	左に対する対応方針等
(2) 島根原発2号機で計画されているプルサーマル計画は、使用済み核燃料を再処理して取り出したプルトニウムとウランを混ぜたMOX燃料を使うものであるが、青森県六ヶ所村の再処理工場の稼働は目途が立たず、高速増殖炉もんじゅは廃炉となり、プルサーマル計画は破綻している。ウラン燃料の10倍の価格になるとされているMOX燃料を海外から輸入すれば、経費もかさみ、何ら国内での使用済み核燃料対策にもならず、新たな使用済みMOX燃料のゴミを生み出すだけである。しかも、使用済み核燃料を再処理すれば、処理できない危険な高レベル放射性廃棄物が発生することになる。プルサーマル計画導入に反対すること。なお、安全協定に基づく説明は、一委員会の議員だけでなく、議員全員協議会の場で行い、全議員の意思を問うこと。	<p>島根原子力発電所2号機に係るプルサーマル計画を実施しようとするのであれば、まずは、国及び中国電力が議会、住民、専門家等に対して丁寧で分かりやすい説明を行うべきである。</p> <p>また、議会における説明・審議の方法については、議会でご判断いただくものと考える。</p>
(3) 中部電力浜岡原発では、基準地震動の選定の「偽り」が発覚し大問題となっている。いま島根原発3号機は審査中であり、同様の事態が生じていないか、再点検・再審査を原子力規制委員会に求めること。	<p>浜岡原子力発電所における基準地震動策定に係る不正行為に関して、現時点で原子力規制委員会に他の事業者に係る類似の情報は寄せられていない。</p> <p>島根原子力発電所3号機については、これまで原子力規制委員会に対して厳格な審査や安全を第一義とした慎重な判断を要望してきており、県としても、原子力安全顧問の専門的・技術的知見も踏まえながら、安全対策について厳正に確認する。</p>
(4) 鳥取市・鳥取西部の大規模風力発電計画は、自治体同意を盛り込んだ電気事業法の改正とはなっておらず、事業者が住民説明会をもって事業実施を押し切ろうとしている。自治体の反対の意思を強く示すためにも、江府町・伯耆町・日野町の町長のように知事も反対表明すること。	<p>県としては、再生可能エネルギー施設の設置にあたっては、地元自治体や住民の意向が最も重要と考えており、これまで環境アセスメント手続きの中で、県に与えられた権限である、事業者の提出した方法書に対する意見を述べる機会を捉え、地元自治体や住民意見を反映するよう、国に意見書を提出してきている。</p> <p>県は、法令に基づいて権限を行使することができるが、その中でも地元の意向が反映されるよう要件を設け、厳正に審査することとしており、林地開発許可においては、集落住民の代表者や河川等の排水先の管理者の同意を求めていたり、盛土条例においても、すべての地権者の同意や、近隣関係者に事業計画説明会を開催することを義務付け、その内容に理解が得られるように努めることを規定しているところである。</p>
(5) 県の気候変動対策のCO ₂ の2030年60%削減、2050年脱炭素に向けて着実に進んではきているが、更に飛躍させるには、県民の協力が欠かせない。長野県のようにロードマップと支援策を「見える化」すること。	<p>温室効果ガスの総排出量削減目標達成に向けた主な指標と施策（ロードマップ）、支援策については、既に県ホームページにおいて公表している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
(6) 発電事業の環境アセスは、規模によらず、上位の計画や意思決定段階で環境配慮を行う「戦略的環境影響評価制度」とし、アセスで事業の可否の判断ができるよう改善すること。また、環境アセスでは「放射性物質」も評価項目になっており、原発も環境アセスの対象に加え、米国のように「事故」も評価項目に加えるよう国に求めること。	<p>戦略的環境影響評価とは、個別事業の計画・実施に先立つ上位の計画や政策の検討段階を対象としたものであり、国が今後検討を進めることとしている。</p> <p>原子力発電所の設置又は変更については現行の環境影響評価法の対象事業となっており、発電事業の実施による放射性物質の環境影響評価を行うこととなっている。なお、原子力発電所の事故対策については国の原子力規制委員会が原子炉等規制法に基づき審査を行っていることから国に要望を行うことは考えていない。</p>
(7) 淀江産廃処分場計画は、地下水汚染の不安が拭い去れない。今からでも、建設を中止すること。建設着工前からP F A S 検査を実施すること。	<p>淀江産業廃棄物管理型最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に則り、関係市長（米子市長）の意見、周辺住民等から提出された意見書、法が求める以上の分野も含めた専門家の意見を踏まえ、地下水等への影響を含めた施設の安全性など法の求める許可基準への適合を厳正かつ慎重に審査し、許可したものである。</p>
(8) P F A S の国際的水準の基準値を早急に定めることと、規制強化を国に求めること。米子市淀江の西尾原で確認されたP F A S の原因を調査し、県が補助して希望する住民に血液検査を実施すること。	<p>また、P F A S については、令和7年3月開催の「鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問会議」において安全監視顧問から「P F A S は、現時点では基準にないため、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の監視・指導計画に含めず、今後の動向を見ながら対応することでよい。」や「処分場による影響かどうかを事後的に確認できるよう、事業開始前にバックグラウンドを把握しておく必要があると思う。」との意見をいただいており、国の基準化の動向を注視しつつ、安全監視顧問の意見を伺いながら、処分場稼働前の検査実施方法などについて検討することとしている。</p> <p>国は、令和6年6月25日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、食品に含まれる有機フッ素化合物（P F A S）に関する食品健康影響評価に基づき、令和7年6月30日付けで水道の水質基準に関する省令の改正を行い、令和8年4月からP F O S 及びP F O A が水道水質基準となる規制強化が実施される。</p> <p>水道水源地で検出されているP F O S 等への対応は、水道事業者で検討されるべきと考えているが、水道事業者から原因究明等の相談があった場合には協力を検討したい。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
【道路・交通関係】 (1) 鳥取駅周辺再整備計画は、事業経費も明らかになっておらず、新たな施設建設と運営、風紋広場をバスターミナルにすることは多額の経費を必要とし、市民負担が増えるため、白紙撤回を市に求めること。バスターミナルの現在地での新設を県が支援し、バス路線の増便・運賃助成、低額のシルバーパス券の発行など、公共交通の充実を図ること。鳥取駅前にぎわいが薄れたのは、再開発をしなかったからではなく、郊外への大型店の出店を認めたことが大きな原因である。鳥取市の中心市街地活性化というなら、「シャッタ一通り」となっている若桜街道や智頭街道、鹿野街道沿いの商店や商店街の振興が重要であり、空き店舗に家賃補助や固定資産税を減免し、近年増えてきた県内の若者の創作活動や民芸などを展示販売するなど、県民や観光客が集い、歩きたくなる街づくりを商店街連合会等と協議して作り出していくことが大切と考える。また要望が強い無料駐車場整備も進め、人の流れをつくるよう鳥取市と協議すること。	鳥取駅周辺再整備は、「集約型交通ターミナル機能の再編」や「まちなかへ賑わいを滲み出す空間整備」等を「基本方針」（令和7年6月鳥取市公表「鳥取駅周辺再生基本計画」より）としつつ、鳥取市が主体となって、今後のまちづくりや中心市街地対策の観点も踏まえ、交通事業者、地元経済界、まちづくり団体、金融等の関係機関や若者をはじめとする市民の声を聴きながら検討が進められており、併せて事業費等についても検討が行われているところである。 県では、鳥取市主催による四者連携協議会やリ・デザイン会議等の場で、より良い整備内容となるよう助言等を行っており、今後も引き続き所要の対応を行っていく。
(2) JRの減便は元に戻し、赤字を理由に区間廃止をしないよう、またワンマン運転はやめるよう、JR西日本に求めること。	県では、これまでも隣接県や沿線市町村とともに、また県とJRとの意見交換の場を活用し、復便等についてJRに要望するとともに、JRや市町村と連携し鉄道利用促進の取組を進めてきたところである。引き続き機会を捉えて要望していく。 ・鉄道による地域活性化事業 31,456千円
(3) バス・タクシーの運転手が減っており、育成・配置・待遇改善への支援を充実すること。	公共交通維持に向け、県としてもドライバー確保は喫緊の課題と認識しており、これまででも交通事業者のドライバー確保対策への支援を行い、一定の効果が出ている。令和8年度当初予算案では女性や若手ドライバー等確保に向けた支援制度の拡充を検討している。 ・コミュニティ・ドライブ・シェア（鳥取型ライド・シェア）推進事業（交通事業者主導型） 44,150千円
(4) 鳥取空港のPFI・民間導入を完全公募で実施し、地元企業を締め出すのはやめること。県直営や地元企業への委託で進めること。	鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッションでは、「安全・安心な空港運営」と「空港を拠点とした賑わいの創出」を両輪として、効果的かつ効率的な空港運営と地域・観光振興を目指し、議会にも都度報告しながら運営権者を広く公募により選定する方針を定め、これにより、令和7年11月に優先交渉権者の選定を行ったところである。 選定にあたっては、県内企業の空港運営への参画も評価ポイントとしており、空港運営において県内企業との連携は不可欠であることから、優先交渉権者に対し地元企業との連携について条件付けを行っている。 このため県直営で進めることは考えていないが、新たな運営権者による県内企業との連携を重視した空港運営により、さらなる賑わいを創出していく。

要望項目	左に対する対応方針等
(5) 山陰近畿自動車道の「南北線」は、家の立ち退きの住民の負担が大きいため、中止すること。	山陰近畿自動車道(鳥取～覚寺間)については、県東部のミッシングリンクを解消し、周辺道路の渋滞緩和や緊急搬送時間の短縮を図り、交流人口の拡大や産業振興等、多様な効果を生む公益性の高い道路であり、地元住民や産業界・経済界からも期待されている道路であることから、引き続き、国に対して、早期事業化を働きかけていく。
(6) 中国横断自動車道岡山米子線の「米子～境港」の整備計画は多額の費用と環境破壊につながるため中止すること。	中国横断自動車道岡山米子線(米子～境港)については、中海・宍道湖8の字ルートの一部を形成し、人流・物流の円滑化・活性化による地域間連携の強化など、中海圏域の自立的で持続可能な発展に必要な道路であり、地元住民や産業界・経済界からも期待されている道路であることから、引き続き、国に対して、早期事業化を働きかけていく。
【平和・外交】	
(1) トランプ米政権によるベネズエラ軍事攻撃及びマドゥロ大統領夫妻の拘束は、明確な国連憲章違反であり、厳しく抗議し止めるよう国に求めること。	防衛・外交に関する事項は国の専権事項であり、国会、政府において責任を持って対応されるべきものである。
(2) 高市総理の「台湾有事は存立危機事態になりうる」という発言は、日本が中国に戦争を仕掛けることを意味する。日中関係の回復や環日本海交流の発展のためにも発言撤回を求める。	防衛・外交に関する事項は国の専権事項であり、国会、政府に置いて責任を持って対応されるべきものである。
(3) 有事に備え平時から自衛隊が利用する特定利用港湾となった境港に、護衛艦や潜水艦、03式中距離地対空誘導弾、ペトリオットが寄港したが、これら全てにミサイル発射機能を強化する内容が、安保3文書と軍事費GDP比2%の前倒し実施の中には含まれている。軍事強化を止めるよう国に求めること。	防衛に関する事項は国の専権事項であり、防衛関係予算は国の責任において決定・審議されるべきものである。
(4) 美保基地配備のC2輸送機は、スタンドオフミサイルの研究段階は終わり、実施に向けた検討段階に入っていると聞いている。美保基地の輸送基地という役割を変更し、戦争の出撃地に変えるものであり、約束違反である。断固C2輸送機への実装に反対すること。	国からは、本装備の導入については、何ら決まったものはないと言っている。引き続き、国に対して、速やかに情報提供等を行うよう要請していく。
(5) 新型空中給油機KC46Aの配備が進んでいるが、戦闘機の戦闘行為を継続可能とするのが空中給油であり、上記と同じく、美保基地を戦争出撃地に変えるものであり、配備を止めるよう求めること。	これまで、米子市及び境港市の意見も踏まえ、また、議会とも相談の上、基地の位置づけ及び性格に変更をさせないことを確認し、同機の配備に係る了承をしたものである。
(6) 米軍機の低空移行訓練がやまない。低空飛行訓練の中止を強く国に求めること。	米軍機の低空飛行訓練については、毎年、住民からの苦情の多い地域においては国の責任において騒音測定器等を設置するとともに、日米合同委員会合意を遵守し、住民に危険を及ぼし不安を与え、住民の平穏な生活を乱すような飛行訓練を行わないよう継続して国に要望している。
(7) 国内法をも無視する日米地位協定の抜本的見直しを国に求めること。	日米地位協定の見直しについては、全国知事会が、防衛は国の専権事項であるという認識のもとに、国において責任をもって取り組まれるよう提言しており、改めて県として見直しを求ることは考えていない。

要望項目	左に対する対応方針等
(8) 唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に求めること。ヒバクシャへの国家補償を実現するよう国に求めること。	<p>外交防衛については、国の専権事項であり、核兵器禁止条約への参加については、国において議論されるべきものである。</p> <p>原爆被爆者に対しては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」に基づき、保健、医療、福祉にわたる総合的な援護施策が実施されている。国家賠償については日本原水爆被害者団体協議会が国に継続して要求されており、空襲被害者の救済を内容とする議員立法の議論も含め、国の動向を注視していく。</p>
(9) 北朝鮮の拉致問題解決のため、日朝平壤宣言に基づき、核・ミサイル・拉致、植民地支配の清算を包括的に解決するという立場で、日本政府は真剣に北朝鮮と交渉を行うよう求めること。	<p>拉致問題の完全解決に向け、弾道ミサイルの発射等を繰り返す北朝鮮に毅然として対応するとともに、北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて日朝首脳会談による北朝鮮との直接交渉を行い、米国、韓国と連携しつつ、あらゆる手段を尽くして、松本京子さんをはじめとする全拉致被害者の即時一括帰国を実現することを引き続き国に対して要望していく。</p>
【政治改革】 (1) 選挙制度・投票制度について ①多様な民意、地方の声を反映させるため、衆議院議員定数の削減に反対すること。死票が多い小選挙区制度は廃止し、民意を正確に反映する比例代表中心の選挙制度に改革するよう国に求めること。 ②参議院選挙制度のいびつな「合区」や「特別枠」は解消し、熟議の府としてふさわしく、多様な民意を反映し、中長期的に行政監視機能を發揮することができる制度となるよう改革を国に求めること。 ③ 被選挙権年齢も18歳に引き下げるよう国に求めること。 ④高校生の政治活動や学校校内における選挙活動の制約をなくし、政治・選挙活動の自由を保障すること。 ⑤鳥取県民参画条例の常設型県民投票は、外国人住民にも参政権を付与すること。 ⑥都道府県議会議長会の研究報告書は、「女性や若者等にとって立候補の際に要求される供託金の負担が大きなハードルとなっている」としている。供託金を大幅に引き下げるこ	国会議員の選挙制度は国において議論されるべきものであり、本県への影響を含め、国における議論を注視していく。
	国会議員の選挙制度は国において議論されるべきものであり、本県への影響を含め、国における議論を注視していく。
	被選挙権年齢については、民主主義の根幹に関する事項であり、国において議論されるべき事項である。
	公職選挙法で禁止されている年齢満18年末満の者による選挙運動の解禁等については、選挙権年齢や被選挙権年齢と密接に関連する重要な問題であり、国において議論されるべき事項である。
	県民投票に係る事務の多くを市町村（市町村選管を含む）に委ねざるを得ないこともあります、県議会等での議論を踏まえ、「公職選挙法」に準拠するのが適当であるとの結論に至ったものである。
	供託金の金額は公職選挙法により定められたものであり、その在り方については、国において議論されるべき事項である。

要望項目	左に対する対応方針等
⑦投票しやすくするため、投票所の増設、巡回投票、投票所までの移動手段の確保、投票所の閉鎖時間繰り上げの中止、期日前投票所の大幅拡大を実施すること。	<p>国及び県の選挙における投票所への移動支援などに必要な経費は、選挙執行経費基準法によって措置されている。</p> <p>市町村の選挙についても、投票所が減少傾向にある中、県として投票環境の向上を図るため、令和6年度に「地域民主主義再興事業」を創設し、独自の投票環境向上施策に取り組む市町村を支援することとした。</p> <p>投票所の運営は、公職選挙法上市町村の事務とされており、市町村が主体となって取り組むべき事項ではあるが、「鳥取県健全な民主主義のための公明かつ適正な選挙の確保等に関する条例」の趣旨も踏まえ、県として今後も投票所への移動支援や移動期日前投票所の設置など選挙人の投票環境向上の取組を市町村に働きかけるとともに必要な支援をしていく。</p>
⑧選挙公報が期日前投票に間に合わない場合がある。郵送も含め特別に届ける手段をとること。展示・音声・拡大文字機能を付加すること。	<p>選挙公報の配布は市町村選挙管理委員会により行われるものであり、県としても選挙の都度早期配布を市町村に求めている。</p> <p>また、県が管理執行する選挙においては、点字版・音声版及び拡大文字版の選挙のお知らせを配布している。</p>
⑨希望する病院や施設が「不在者投票施設」に指定されるよう、概ね50人以上となっている指定基準を緩和すること。	<p>本県における不在者投票施設の指定基準については、国通知に準じて、原則として入所定員等が50人以上の規模を有する施設としている。</p> <p>ただし、それを下回る場合であっても、市町村選挙管理委員会が実地調査の上、適正な管理執行が確保できると判断した場合などは指定するなど柔軟に運営しているものであり、今後も同様の方針で対応していく。</p>
(2) カネで政治をゆがめる企業・団体献金は、パーティ券購入を含め全面的に禁止し、税金を分け取りする政党助成金は廃止するよう国に求めること。	企業等による政治活動に関する寄附のあり方及び政党助成金のあり方については、政治活動の自由と密接に関連する問題であり、国において議論されるべき事項である。
(3) 年度内に結論がでるとされている統一協会の解散は当然である。被害者やその家族への救済措置をとるためにも、統一協会の財産を管理・保全する特別措置法を作るよう国に求めること。	旧統一教会の解散については、司法の場で手続が進められているところであり、本県は解散すべきか否かについて述べる立場にない。